

1. 件名：「美浜発電所 1、2号炉原子炉施設廃止措置計画及び保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング（7）」

2. 日時：令和3年11月1日（月） 15時30分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐※、

宮嶋安全審査官、藤川安全審査官

関西電力株式会社

原子力事業本部 廃止措置技術センター 廃止措置計画グループ

チーフマネジャー 他16名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 廃止措置計画変更認可申請 ヒアリング コメント整理表
- ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 廃止措置計画変更認可申請及び原子炉施設保安規定変更申請のコメント回答
- ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 性能維持施設の変更について
- ・使用済燃料の崩壊熱減少に伴う性能維持施設の変更について
- ・廃液蒸発装置の維持管理台数の変更について
- ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 解体撤去物の管理について（ワード）
- ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 解体撤去物の管理について（パワポ）
- ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 残存放射能調査の結果について（ワード）
- ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 残存放射能調査の結果について（パワポ）
- ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 第2段階以降の希ガスとよう素の管理について
- ・核燃料物質の貯蔵状況について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の藤川です。
0:00:03	それではこれから美浜廃止措置。
0:00:07	計画の変更に関するヒアリングを始めていきます関西電力のほうから説明をお願いいたします。
0:00:22	関西電力の的場です。まず資料にコメント回答し、
0:00:27	8日説明させていただきます。
0:00:30	こちらは前回第5回ヒアリングでのコメント回答について回答しますと、めくっていただいて、ページ2ページなんですか。コメントNo.5の範囲、5-2の1系統除染1サイクルで発生する受診の量
0:00:46	資料はどのくらい
0:00:48	この評価についてですが、
0:00:51	清掃除染は1号炉で3サイクル2号炉の4サイクル実施しており、それに伴う排除しの発生量は1号炉で約5850リットル、2号炉で約8600リットル
0:01:03	だったもんね、1サイクル当たりに言えば、1号炉連絡1950リットル、2号炉で約2150リットルということになります。
0:01:14	発生した余震は現在配慮し貯蔵タンクにて、ちょうど中です。
0:01:18	こちらは以上です。
0:01:20	めくっていただいて、3ページ目で、
0:01:27	関西電力のカマホリでございます。
0:01:29	3ページ目ですね、ページ回答のあんぽち目なんですけれども、こちらの2行目に
0:01:40	経営に31と書いてございます。
0:01:44	そうもともとちょっと表記が大変になりましてプルトニウムPuとなったんですけれども、正しくは、
0:01:51	ちょっとワクチンの誤りでした動きました。
0:01:56	訂正いたします。
0:01:58	やはり、
0:02:00	続きまして、
0:02:10	すみません、ページNo.11ですね。
0:02:15	セメントNo.6-1-5DBO非常系の施設から削除しても関係なく、第153条記載の内容に影響がないことを説明することについてですが、ディーゼル発電機を性能品質から施設から削除するに伴う緊急時の対応について、こちらで整理しました。
0:02:34	今回関連する電源機能喪失時の対応は2点あります。
0:02:38	まず1点目は保安規定第100、153条に
0:02:43	緊急時の使用済み燃料ピットへの給水手順反省と定めており、添付1のほうに示すように、すでに取りまとめている事項となっております。
0:02:53	またページ12のほうに示すように、ディーゼル発電機を使用しない対応手段と設備を定めております。
0:03:06	9、

0:03:08	2点目はですね、保安規定に基づいて社内標準に緊急時の使用済み燃料ピットへの給水系じゃ体制等を定めております。また、同所達の中に空冷式非常用発電装置による電源復旧の手順も、
0:03:23	定めております。この内容についても添付2に示すようにすでに取りまとめている事項となっております。これらに示すようにこちらでkJ発電機を使用しない対応手段と引き継ぎを定めております。
0:03:41	以上から、これら二つの対応はディーゼル発電機を使用するものではないので、で発電機の性能維持施設からの作文伴う緊急時の対応への影響はないこととなります。また、空冷式非常用発電装置等の資機材については、
0:03:56	今回の変更認可、
0:03:59	以降もすでに定められているものと同じ運用継続しますので、この点においても、今回のディーゼル発電機の削除により影響はないと考えております。以上です。
0:04:16	以上です。
0:04:21	規制庁フジカワですはい説明ありがとうございます。
0:04:25	でも今説明いただいたこのコメント回答に関しまして質疑に移ります質問等ありましたら適宜お願いいたします。
0:05:37	規制庁ツカベですすいませんあの資料2-1棟。
0:05:44	12ページ目以降で、その電源喪失の体制の整備等の御説明資料で泊基本的に今までと変わりませんという。
0:05:53	御説明だったかと思う。もう整備してまして御説明だったかと思うんですが、確認なんですけど今までは1号がT字が
0:06:02	ないという状態を仮定していて、今回2号もないという状態になることに伴って、具体的に
0:06:12	何か変わってるところはあるんでしょうか。例えば、実際要因でありますとか、
0:06:20	手順であるとか、
0:06:23	この違いについてちょっと教えてください。
0:06:28	はい、関西電力の堀内でございます。この緊急時の対応関係ではですね、理事会はなくなることによって変わる程度っていうのはございません。
0:06:42	例えばですね当然ながらDG2号側のDG今回軽視する方向に迎えますので、日本側の理事をですね、通常運転で使う停電時に機能させるような手順もこういった手順についてはですね。
0:06:59	なくすような運用に認可までに認可委員会までに変更していくということになるというふうに認識してございます。以上です。
0:07:12	はい、規制庁使う窃盗そうですね、ちょっとまさしくそこを伺いたくて、
0:07:19	攻める施設から外しても、
0:07:22	自動で起動するような
0:07:25	ところ残していたり、
0:07:27	することもあり得るかと思っていたんですが、今回は基本的には記事をそれぞれ
0:07:37	もっと立ち上がらなくて、

0:07:41	レースそこを立ち上げる手順も、
0:07:45	いじりますという御説明だったらすいませんちょっともう少し補足の説明をお願いします。
0:07:56	関西電力のホリウチです。おっしゃってる低利で認識は間違いないかと思っております。2号のですね利用発電っていう提言になったわけですね、
0:08:12	2号の恒設議事を発電して
0:08:19	各設備ですね、給電していく、こういう定義にアップ伝承今なっておるところなんですけれども、こういった低減については、今後運用しないことを考えて提言しても、
0:08:34	そういった手順みたいな御要するにそういう手順を計測することができても、こういう変更を行うということを考えてございます。
0:08:43	例えば何か補足ありましたらよろしく申し上げます。
0:08:50	特にございません。
0:08:54	規制庁使われてはいわかりました。
0:09:03	その場合は僕じゃ外電を喪失した道路を
0:09:09	空冷の方の
0:09:12	昨日の方の
0:09:14	続きに、
0:09:16	手順に入るというふうに理解すればよろしいですか。
0:09:26	関西電力の堀内でございます。拠点施設がないので基本的には空冷のAとD、Eを立ち上げの方向に手順が進んでいくものというふうに認識してございますがアプリ書か男申し上げます。
0:09:46	i発電所予算書のナエムラです。おっしゃる通りですね、外部電源がなくなりました理事がそれで動かない場合は、こういう点がありませんので、クレジット立ち上げる手順しております。
0:10:02	はい、規制庁使われて
0:10:05	これ理事のほうは、規制上のクレジットをとってなくても、どれぐらいの信頼度があるのか少しわからないんですが、理事は、
0:10:14	ちょっと実際今後解体するのでも手順上もそこは、
0:10:19	外しますということよろしいですか。
0:10:32	みやま転職はですね。それで結構でございます。はい規制庁大塚です。わかりました。
0:10:38	私から以上です。
0:11:01	すみません等ミキヤですけれども、1点教えていただいたかったのは、2ページ目なんですけれども、
0:11:09	系統除染で発生する廃液実施の実績を記載いただいたんですけれども、
0:11:17	系統除染、
0:11:19	どっからどこまでの範囲を行ったときのものか。
0:11:25	もうすでにどっかに書いていただいていた。
0:11:27	でしょうか。
0:11:43	関西電力の原でございますかですね、審査会合で、

0:11:49	今後、
0:11:53	会合の
0:11:55	資料の内ようなお参考資料になりますけれども審査会合資料の 26 ページの ほうで系統除染の実績ということで書かせていただいてましてそこで
0:12:07	詰めよう載せてまして、そこで色塗りし切るところがありますかねと言葉で言 いますと、原子炉励起一次冷却材系統を確保、あと原子炉容器
0:12:22	ね化学体積制御系、余熱除去系、これらの系統に対して、
0:12:30	水を早く水というか、除染するよう流して程度でしたということになります。
0:12:39	以上です。
0:12:40	ミキヤ別、はいわかります措置のセットで見ればわかるということですね。
0:12:46	あとこれ 3 回
0:12:49	やはり 4 回実施したってことで、
0:12:52	必ずしも 1 回当たり 2000 とか 2150 でこの数字は単純に割っただけであって、
0:13:00	当然バー最初のほうが効果があって、
0:13:05	廃液樹脂
0:13:06	沢山出てくるんじゃないかなと思ってます。単純に割っただけってことでの 数字ですかね。
0:13:14	関西電力ハラでございます。はい。単純に割った数字で実際には多少のばら つきはございますね。
0:13:25	変わって概要でいくと最初は大飯って。
0:13:29	感じでもないです。大体まばら
0:13:32	本当に結果的に取れてるようになるので、対象がこれくるむって感じでもな いですね、結果的にはそれほど加配溶液かなんかを毎回変えてと、どの物質 を変えているとかそういう形でもないんですよ。
0:13:51	そういうわけでね、詳しくないんで、想定ですけどおそらくですね徐々に溶解し ていくのであるタイミングでそういうのが、タイミングがありますけど、そういう ことでな。
0:14:07	大変多くとること実際には 1 サイクル 2 サイクルで終わるんですけど。
0:14:11	タイミングでどう取り組んでできていると、そういうことを
0:14:17	なるほどそういうイメージなんですね、最後なんですけど、これはその溶液な んかを含まずに起きた廃液受資料が 1950 リットルという
0:14:33	資産になるんですか。
0:14:44	関西電力の原でございます。
0:14:48	東洋インキ自身というよりも容易につくの途中に置いてる樹脂、樹脂の量がこ れだけだということで溶液とは直接関係は木の量とは直接関係ない。
0:15:01	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:15:08	それから先ほどの低順書についてはこれ 12 号の手順書で何か変更後折衝し ているんですか今保安規定の話で
0:15:22	委員と
0:15:23	という質問なんですけども。
0:15:26	関西電力の森脇でございます。12 号の回位だけはですね

0:15:34	電源交付時の緊急時のパイを関係の提示に対しては、と変わらないというのが答えになりますのでちょっと詰まって先ほどの話の繰り返しになりますけれども、一方で、緊急この緊急時の対応のページ以外でも定例
0:15:54	帰結伸び動かすというのが2号でまだ残ってますので、この手順のほうは、3日後ですね、適切なタイミングで削除していく、そういう流れになっていきます。以上です。
0:16:10	はい、わかりました。ありがとう。それは別途申請される今今回のこの申請じゃなくて別途とかですね。
0:16:17	わかりました。
0:16:21	各電力の小売業だけ別途申請のところご出席がちょっとよくわからないんですけども今回の2号の手順のへ
0:16:33	向こうというのは、保安規定の申請に関係ないというかマップ運転運転に係る
0:16:40	／定検というか、ここの変更だけということで、運転をかえるからといって保安規定を変えとかそういうものではないものです。わかりました済で下部規定だけが変るってそういうことですね、Codeとこういうことになります。はい。はい、わかりました。
0:17:01	以上です。
0:17:05	規制庁ミヤジマですとかにご質問等ありますでしょうか。
0:17:13	こちらは円筒追加の質問、コメント等ございませんので、関西さん続く続いて、御説明お願いいたします。
0:17:27	半壊権力のマツバラです。引き続き、資料3と4について説明いたします。
0:17:34	資料3は前々回のヒアリングで受けたコメントについて修正と追求をしています。
0:17:41	まず、使用済み燃料ピット冷却停止試験については、資料4のパワーポイントのほうで説明しますので、そちらをご覧ください。
0:17:52	それで資料4の追記した箇所のみ説明いたします。
0:17:57	5ページ6ページ目に書いてください。
0:18:05	こちらの6ページ目ではコメントNo.6-1-4、低レンジの重力注入できることを示した上で痙攣が発生した場合、どの程度の猶予期間を有する下表することを評価することの回答として、
0:18:20	環境条件の変化による影響3項目を踏まえた低レンジの評価を
0:18:26	追加しました。一番下の枠のところになります。
0:18:30	低レンジの評価では、停電によって試験時の環境と異なる状況になったときに、使用済みのピット水温が保安規定で定められている施設、施設運用上の基準65度に達するまでの猶予期間がどの程度あるのか。
0:18:46	について評価しました。
0:18:48	めぐっていただいて、健二12ページ目をお願いします。
0:18:55	こちらが丸ごと追加しているページで、
0:18:58	評価結果ですが、
0:19:01	結果としては、冷却停止試験の最高水位である55.2°から65に上昇するには、最短でも約8日。

0:19:13	十分な時間的裕度を評価を有すると評価しました内容としては定例によって基本評価に影響を与えるものではありません。補給水については、痙攣であっても懸念になっても、燃料取替用水タンクの水レジ充実注水が
0:19:32	可能であるので、定例の影響を考慮する必要はありません。
0:19:36	従って、換気空調
0:19:39	が停止の手数料が調査をするという評価結果評価結果を得ているので、環境条件の変化 3 項目のうち、換気空調の停止のみを痙攣の影響として今回考慮しました。
0:19:53	これ環境換気空調停止の停止に於け保守的に算出しても不要約 0.00. 05°、
0:20:02	アワーでしか上昇しませんので、右の図のように、55.25 まで徐々にこう温度上昇して温度が一瞬になったところから典型的に温度上昇すると仮定しますと、
0:20:17	一番下に記載の式から 55.26 から 65 に要するまでを要する期間は約 8 日間ここで発展をここにちょっとなってますけども、約 8 日間というふうになります。
0:20:29	続いて、こちらで 11 ページ目。
0:20:33	まとめの 4.2、
0:20:36	上から
0:20:37	三つ目のことを記載を設置しております。
0:20:45	めくっていただいた 12 ページ目をお願いします。
0:20:49	12 ページ目にも
0:20:52	コメントNo.6-1-6 性能維持施設としての変更内容と認可以降も自主管理設備として維持するしない設備を関係性がわかるよう資料に落とし込むことについて追求しております。
0:21:06	資料使用済み燃料ピット冷却停止に関わる性能維持施設の変更内容として追記しております。
0:21:15	その具体的内容というのは 13 ページ目に丸ごと 1 ページに追加しております。
0:21:21	めくっていただいて 13 ページ目。
0:21:25	使用済み燃料ピット冷却に係る使用性能維持施設の記載変更箇所については、今日、表の中の赤事例を示しております。それら設備の関係性と噴火後の各設備の扱いについては、下の図
0:21:41	分解しております。これらの設備の関係性については、
0:21:46	前回、前々回のヒアリングでは試験時の改良程度ですので底部に示している試験時の概略系統に記載するような
0:21:56	コメントいただいたんですか。それからまた別の概略系統として記載したほうがわかりやすいということで、こちら 13 ページ目のほうに追加させていただきました。
0:22:06	こちら別紙 1 については説明は以上になります。
0:22:10	続いて資料 3 にもう一度戻っていただきまして、
0:22:17	続いて、別紙について説明させていただきます。
0:22:27	2 のハイフン 2 の上に、

0:22:32	コメント回答No.6-1-3 過去3年間の例として記載した清涼について第二段階以降の作業で実際に発生する廃液量を示すことの回答を説明します。
0:22:46	第二段階中が解体作業としてはキャビティに水を張る以外で水を使用する解体撤去はありませんので、第一段階中に発生した排気実績が、第二段階以降の想定発生量と考えております。
0:23:00	またヒアリング中に受けたコメントとして、
0:23:04	一応解体によって発生する新たな廃液についてですが、新たに発生することはありません。その理由として、水中会議体を実施する支持構造物の解体では燃料取替用水タンクからキャビティという格納容器内のプールに水を張って実施。
0:23:22	定期解体完了後には目皿のば取替用水タンクのほうに戻しますので、新たな発生廃液発生がありませんということになります。
0:23:33	今の内容を資料3ポツですね、排気蒸発装置の使用実績及び今後の廃棄処理見込み。
0:23:42	のところに反映させていただきます。
0:23:44	説明は以上となります。
0:23:53	はい、規制庁フジカワです。では質疑に移らさせていただきます。
0:23:59	うん。
0:24:01	そう。
0:24:05	本日資料。
0:24:07	4についてなんですけど、
0:24:11	資料4-10ページのところで、
0:24:15	ちょっと停電時のSFP温度が65年達成までの期間というところで確認なんですけど、
0:24:22	まずここ
0:24:24	燃料用水で取替用水タンクから
0:24:30	町中注水が可能っていう口頭で、これ、この29船員の際に必要な作業とかがあってのは何かあるんでしょうか。
0:24:46	加減力のホリウチでございます。特段作業というのはなんですけれども当然タンクからですね、ピットにルートがないと、水入りませんで、このラインナップを整えるという作業は生じます。
0:25:09	具体的には電話かけたりとか、
0:25:12	こういった限りではございます。
0:25:14	以上です。
0:25:17	その弁の開けるのは、電動じゃなくて手動になるんですか。
0:25:24	関西電力の堀口でございますが、あの手動で開閉できます。
0:25:31	はい、ありましてこっち規制庁フジカワです。いうことを
0:25:38	それ停電の影響考慮す復旧性に関しては、停電の影響を考慮する必要はないということで、
0:25:48	普通に電動のときと同じように、

0:25:52	給水可能だから、その分の温度の低下がないという温度上昇をすることはないっていう
0:26:02	給水のほうの影響がないっていう理解でいいでしょうか。
0:26:08	他電力のホリウチであること。
0:26:16	はい、規制庁事項です。はい、ありがとうございます。
0:26:28	規制庁フジカワですともう一つ、
0:26:31	16 ページのところなんですけども。
0:26:35	基本的に理事がなくなって、
0:26:39	停電したときのそのエリアの監視とかに
0:26:42	蓄電池で、
0:26:44	当監視は可能ですということなんですけども、この蓄電池っていうのはちなみに連続でどれぐらいもつんでしょうか。
0:27:15	義務づけ発電センター、
0:27:19	わかりにならないんですか。
0:27:22	三山延長ですけど、ちょっとすいません今所則とちょっとできません、ちょっと確認させてください。
0:27:34	承知しましたのでわかり次第でいいので回答をお願いします。他に質問等ありましたらお願いします。
0:27:42	原子力規制庁のミヤジマですと 10 ページに
0:27:47	監視資料。
0:27:49	資料 4-10 ページに関してちょっと関連の質問をさせてください。
0:27:54	これ受注で注水できますということは理解しましたので、自由に注水したときにこの水行けばタンクだったりSFPだったり、水位計だったり、あとは温度計っていうのはちょっと監視しなきゃいけないところなん。
0:28:09	だったんじゃないかなと思うんですけども、これは直流で蓄電池等から給電するってことでよろしいですよという確認をさせてください。
0:28:40	関西電力のホリウチです。
0:28:43	訂を引く電気でも監視は可能でございますから、米国ですねこの事象が発生してですね。みるみるというが減ってくるような常時監視が必要な状況であるかということですね、こういった
0:28:59	状況ではなくてですね、
0:29:03	この緩やかにですね、事象が進展していったような状況ですので、蓄電機に関係なくともですね例えばマウンテンが合ってるというふうにですね、あの水位を目視で見るとか、いろんな方法を持って農水がアメリカちゃんと貼られているという確認は可能である。
0:29:23	いうふうに変わっており、
0:29:25	以上です。で温度県に対しても同じです。以上です。
0:29:33	規制庁の宮島です。ご説明ありがとうございます。
0:29:38	断続的にちょっとはりついていなきゃいけないというところでもないのかなと思っていますので、今の説明では十分理解できました。
0:29:47	私からは以上です。

0:29:58	規制庁フジカワですとか質問ありましたらお願いします。
0:30:31	規制庁つかめる等ライフ資料資料 4-7 ページ目。
0:30:38	についてお伺いしたいんですが、
0:30:41	前回も少しお話をさせていただいて、
0:30:46	基本的には
0:30:48	イオン側に行く熱量は、
0:30:52	少なくなるんですよっていうのは定性的に
0:30:56	販定性的に御説明いただいているんですが
0:31:01	低条件で、
0:31:04	最初の
0:31:07	ちょっと壁のほうに逃げるものが増加するという
0:31:12	よくあるかと思うんですけども、①が増加するところがあるんですが、
0:31:17	これはいきなりそういう条件に置いた場合ではなくて、徐々に温度が上がって いく場合でも、
0:31:27	同じ。
0:31:29	検証になる。
0:31:31	どう考えている。
0:31:33	ということでしょうか。
0:31:38	関西電力のホリウチです。ここに書いてあるマークですね同等温度はほぼ一 定と書いているのはですね原案の地表付近ではですね、温度差、
0:31:52	っていうのは、混在するんですけども、キカンなればなるほどですね、温度と いうのは、均一になっていくという状況になってございますので、それとセーフ ピットのある場所というのは、
0:32:08	ご承知の通り、相当深い場所にですね、鉄塔設けてございまして、これタカタと してはですね、温度差が生じないようなエリアに設置されているもの、そういう ものになってございますので、
0:32:25	道場の温度が一定という仮定を置かせてもらったというものでございませ ので、仮にですね今おっしゃってるんですけども温度が変わることを考えた場合 においてもですね、こっからはこの程度、こっからの話なんですけども定性 的な話になる。
0:32:45	ですけども、仮に温度が上がったり下がったりしたとしてもですね基本の外 部の状況よりは低くあろうということは工程も就労わけではそういう意味でもで すね、保守的に考慮したとしても、
0:33:01	今の前提に近いような形になるのではということ考えてございます。
0:33:08	以上です。
0:33:10	はい、規制庁ツカベです。そうですねこの土壤のがいいっていうとかという話と 今の御説明についてその補足説明資料が、
0:33:19	次は同様な規制は、
0:33:22	ないような気がしますので、少しその説明を
0:33:27	追加いただければと思います。

0:33:31	連続登別わかりました土壤温度が一定と設定していると考え方についてですね、今の説明いただかないと。
0:33:42	はい。
0:33:43	あと、血糖同じくスライド資料の10ページ目のその65度まで達する温度の
0:33:50	評価の件なんですけど、今までの評価ですと、単純にその発熱量と比熱等堆積
0:34:00	時間を出していたような
0:34:03	記憶があるんですけど、
0:34:05	今回喚起のものだけを使って評価され、
0:34:10	ているというのはどういう理由なんでしょうか。
0:34:17	関西電力の堀内でございます。
0:34:21	TRACEね今回この10ページでやっている評価というのはですね。
0:34:26	もう右下の図を見ていただいたらわかる通りですね、換気空調は止まったら直線にもう今度上がってくるというようなですね。賄っかなりまあ保守的なですね仮定をおいて、
0:34:41	計算しているものでございますので、ここの別名をオン簿へと上昇レートというのがですね、もともと、先ほどから持ってきた計算の仕方を出しているものになるんですけども、本部条例等々ですね仮日程等行って最後まで上がり続けた。
0:35:01	前提で行っているの、ここはですね、単純な割り算として計算しているということになります。おっしゃる通りですね
0:35:11	一遍あるタイミングでレートが上がるか下がるか検討できるんですけどもここではですね、こういう保守的な仮定を置いて計算したということでございます。以上です。
0:35:26	規制庁ツカベですすいません私ももとの日時の
0:35:32	自動起動がない。
0:35:34	という説明のときの計算式を知らないの、
0:35:39	あれなんですけど、この10ページ目の御説明だと、これは換気空調系で、
0:35:46	0.05、
0:35:48	パワー
0:35:50	停止したの。
0:35:52	温度上昇ねえと見ると同じような
0:35:55	数字が出ているので、
0:35:57	単純にそれを使ったという。
0:36:00	ふうに呼んでいたんですが、今の御説明だと。
0:36:04	比熱とか方法発熱量とかを考慮して、この
0:36:11	水温上昇レートの値が出ている。
0:36:14	という御説明だったんですか。
0:36:29	はい。
0:36:37	管下電力のホリウチでございます。おっしゃるのは、弁

0:36:45	前回とか、前も申請のときに、鉄塔Dが止まったと65になるという議論なるまでに何かわかるかという話だと思いますけれどもやっぱりつきましてもですね、統計は、
0:37:01	確かここよくベースで申し訳ないんですけども、
0:37:08	並木だけ誤というお話はですね線形計算で出したペーパーと思います。水温があるねえっと、冷却がとまったときに、温度上昇レートがこれぐらいあるので、何値65度まで上がりますと、
0:37:24	いう計算をしたと思います。当時はですね。管理部長の話ではなくて、冷却系は止まることによって、鉄塔で1日何だかわかりますかという計算を行って7日大丈夫ですという計算を行ってましたということですね、今回は、
0:37:41	管理部長が高まって何もしますかという計算を取ってやってまして、中身は違うものにはなりますけれどもやってる計算はですね、こちらも典型的な計算をやっているというものだというふうに聞いてます。
0:38:01	はい、規制庁ツカベですねと説明はばかりまして、美浜2号の場合は発熱量か。
0:38:09	発火いいので最終的な温度も、
0:38:12	他のプラントに対しては、
0:38:15	比較的高い温度になっているので、
0:38:18	終わっちゃんと見る必要があるなと思っています。
0:38:23	名は、はい、わかりました。
0:38:38	規制庁フジカワですとか質問ありましたらお願いします。
0:39:13	はい、えっとではなさそうなので、
0:39:18	関西電力さんです。説明の続きの方をお願いいたします。
0:39:27	朝尽力をこれでございます。
0:39:29	説明続きなんですけれども、資料の5番をちょっとまず説明しておりませんので、そちらのほうをさせていただきたいと思います。はい。お願いいたしますそうですねですけども、はい。
0:39:40	内容ですね、先ほど説明した部分とかぶるんですけども、今後ですね。ての技術的な変更について、ワード資料ですね、パワーポイント資料に落とし込んだものでございまして、赤い棒でこちらの内容を御説明を
0:39:56	はいと思っております内容がですね、ワークフローを見込んでおりますので、別途、前回説明した内容と岐阜とるところありますけれども、このページからですね、ここを利用するにあたっていただいて、ピアノコメントいただければと思います。
0:40:14	まず1ページ目をご覧ください。説明はですね、当発電所でこうしております。今日の会議と学校があるんですね、2台ありますという内容を2台が1号が分母側でもいただけて欲しい。
0:40:31	思います。
0:40:32	本会議でスパン面も配備ロボットによるはぎとり実績及び今後の入って発生する廃液それにこの検討した結果を発表しないで処理が可能であると判断から、いきなり数を見られたら議題にこうするものでございます。

0:40:51	また配布ひどかったの。
0:40:53	イラスト変更 2 ページですね、発泡ピークだ物品が徹底している 4 項各っていても 4 台パラみたいに議題を変更しますよね。
0:41:05	続いて 2 ページをご覧ください。
0:41:08	補選配備と発泡T資金化メーカーの処理実績を表に示しておりますが内容をまとめますと 1 号炉バーの配備ほっぽっは入っていかう剥ぎ取るにはどうしておらず、道路側の針がふっただけを使用して、
0:41:25	キーボードと 2 号で発生するはぎとりとります。
0:41:29	これ実績は観光課から発火であり、最果廃棄につきましては、サンプリングで発生した範囲や設備点検時の系統ブローなどのBDレンとなっております。
0:41:41	前回以降につきましては、解体撤去に策定いたしますが、解体に伴って発表する限りは、設備点検 3 階と同じ末期、
0:41:51	南東のある範囲でございます、これまでのトリップを不動化することはありませんので、
0:41:58	今後配備となったんで、業務範囲はダツと判断しております。
0:42:04	これ実績を踏まえまして、ノまで続いてですね。
0:42:12	ページをご覧ください。では日常的な廃液処理について。
0:42:17	御説明したんですけれども、3 ページ目ではですね、本件は一般伴ってアクセプト張り紙ね将来的に大量に発生する梁として、二つ難病ご理解を
0:42:30	学会標準燃料ピットに貯蔵しているファンの距離が決定しております二つの範囲でね、2 号炉側の排風機を発報しまして、ページの表 1P2 号炉側のある学校医の井戸で協議を
0:42:47	協議をしますと、やっぱり人気で処理ができますって設備点検やファイバー伴って発生する距離につきましても、1 から 5 年から 2 年程度でも十分対応可能であります。売却に影響することなく十分に
0:43:05	それが可能であると考えております。
0:43:09	前以降ですね、例えばコメント対応で追加をいたしました燃料取替用水タンクの見直しをして、
0:43:18	シリコンゴム書いたようにするため、
0:43:22	多分今解体によって大量に発生する作業内でことを一番最後に良しと思います。
0:43:29	音波ベント費用の面につきましてもよくなります。
0:43:41	規制庁フジカワです。はい、村民ありがとうございますには質疑のほうは、
0:43:47	移りたいと思います質問ありましたらお願いします。
0:43:53	原子力規制庁のミヤジマです。
0:43:56	等の範囲。
0:43:58	排気装置の維持管理の台数の変更については審査会合で、
0:44:03	御説明してくださいという依頼をしたところで御説明いただいているかなと思っておりますので、今後 3 ページのところですね、今後、点検回答以外で対応に発生する廃液の量、

0:44:18	堆積で示してくださいというコメントにもここで対応していただけるのかなと思うんですけども、
0:44:25	これは 391 日蒸発装置フル稼働させて、
0:44:34	一生懸命処理します。1 年で 1 にかけて処理しますよって説明かと思うので、
0:44:40	一方、
0:44:42	なんだろう。
0:44:43	処理待ちの処理を待っている状態の排液っていうのはどっかのサージタンクとかで、
0:44:50	ためて準じ処理を待っているっていう状況なんでしたっけところちょっと
0:44:56	火災、
0:45:04	関西電力の原でございます。今の御質問では大量にある水っていうのは今ここに書いているとピットタンクでございますと、生命、実際には処理するときには、
0:45:19	別のタンクに一時的には供することはありますけれども、もともとここでためている水ですので、そのためるところっていうのは、
0:45:29	特に考慮
0:45:31	これは不要だと考えてますので、具体的には含まウエストホールドアップタンクというところに、園芸一定からこの範囲、
0:45:40	経由して、
0:45:42	いうことになる。
0:45:45	今の説明のありました。
0:45:46	以上です。
0:45:48	規制庁ミヤジマです。はい。ホールドアップタンクがあるってことは理解できました。ありがとうございます。
0:45:57	あ、すみませんけど、ひとまず私からは以上です。
0:46:27	規制庁フジカワですほかにありましたらお願いします。
0:46:49	はい。
0:46:51	とりあえずヒットする文言を 1 個を 5 番については以上になります。
0:46:57	関西電力さんの続きの説明のほうにはいたします。
0:47:05	関西電力の伴でございます。
0:47:08	そしたらですね別途お送りいただいたお送りさせていただいた資料、最初に説明した解体撤去作りやすいテイクの扱いについて、
0:47:17	ということで、これをまず説明させていただきます。
0:47:21	ずっと議論させていただいてる内容について選べるの整備したものが、
0:47:28	そんな説明しますと 1 と妻これら吹いているということについていうことで、これまでも御説明している通り、
0:47:37	解体撤去物は解体したものを管理区域内既設の管理区域内に新たに設定する保管エリア、
0:47:46	そこはそこに補完するもの、将来的にはクリアランスにしようと思ってくれるの推定物と、

0:47:54	いうものについては、放射性廃棄物になるか、クリアランスなるかは判断してないとして、放射性廃棄物と区別してクリアランス推定値と我々は呼ぶように、
0:48:09	左ということでございます。
0:48:13	ええと2ポツでご指摘いただいているこれら推定部。
0:48:18	これを放射性廃棄物と区別しているところの理由について書いております。
0:48:24	ここについては我々の考えを記載させていただいております。
0:48:28	(1)番、クリアランス一定程度の特徴と完了の配慮というところで、
0:48:35	クリアランス推定物将来的にはクリアランスする可能性、
0:48:41	これは高いと考えております。
0:48:43	とはいえ、クリアランスとも、放射性廃棄物と判断してない状況、状態であるという状況である限り、
0:48:51	管理区域内の管理としては汚染している可能性があるとかそういうものとして扱っております。
0:48:58	扱いで実際に既存の管理区域内の一部に追記するお帰りの管理につきましては、前日も御説明した通り保安規定に基づいて、放射性固体廃棄準じた管理を行う。
0:49:14	こととしております。
0:49:17	なお、この前回御説明しましたけど、管理としては、
0:49:23	他エリアの発生へ保管っていうのは運転中の廃棄物貯蔵庫に比べてですね、ナガノ出し入れなりが容量に比べて多いもんですから、
0:49:38	その保管量の確認頻度っていうのは、廃棄物貯蔵庫、放射性廃棄物よりも頻度高くしているああすると考えて、
0:49:50	学校には具体的にクリアランス推定武装お茶性廃棄物と区別した背景について説明させていただきます。
0:49:58	その背景としまして、大きく2件ございます。
0:50:02	1.7秒安全の抗力の影響。
0:50:06	もう一つは許認可上の考え方審査範囲の影響ということで考えております。
0:50:14	まず①番作業安全上の範囲ですけれども、
0:50:20	相手の補糖管理区域の設備の解体撤去、これの切断とか運搬等というのが、また医療で書くのはずっと継続的に続くと。
0:50:31	いうことを踏まえるとですね。
0:50:35	できるだけ
0:50:37	取り扱いとかそういうのを法律的にやる必要があると考えております。
0:50:43	ここで書いております通り、要はそれなりに大きな容器切断の回数減らすということで、それなりの容器の大きさ、或いはその運搬もできるだけ会議体と形状のものを使いたいということで、
0:50:59	取り扱えるようなメッシュ型のボックスパレットを用いる計画としております。
0:51:05	僕はあるとメッシュ型ですので、二体収納する水の推計物っていうのは、
0:51:13	予定の汚染拡大をさせない措置としてこういうフローで養生するということを考えており、
0:51:21	そこで大義と書いてますけれども、

0:51:25	これはちょっと気にしているところでございます、
0:51:29	クリアランス水系放射性廃棄物と整理した場合、
0:51:34	規則の記載を、
0:51:37	厳密に踏まえて、
0:51:40	厳密に踏まえ密閉高い料金
0:51:43	ドラム缶とか1坪とした場合、今的にしたような
0:51:49	その運用の氷的なところ。
0:51:52	これについて、
0:51:55	ちょっと懸念が出て出てきまして、
0:51:58	流量つかによる運搬リスクは高く高く持って、
0:52:02	再び温度の観点からの影響が生じております。
0:52:07	はい。
0:52:10	それでは1点目の背景でございます。
0:52:15	で、2点目。
0:52:18	はい措置計画別途許可認可について認可が違う。
0:52:23	それと審査範囲の影響ということで、
0:52:27	大体結局放射性廃棄物と整理した場合、
0:52:30	今の炉規則を厳密に解釈しますと、
0:52:34	放射性廃棄物、固体状の放射性廃棄物の保管廃棄施設や廃棄するという規定がございます。
0:52:42	なりましたら、我々の今回設置している主税局保管エリアというものを
0:52:48	廃棄物貯蔵保管廃棄施設として、別途何らかの手続きが必要になると。
0:52:55	本当に比べれば我々配置計画の中で、その対応ができることがわかっていませんけれどもそういう手続きは発生すると考えております。
0:53:06	また
0:53:09	でも①先ほど説明した運用の合理化っていうところを考えると、
0:53:15	もう手伝うことか。
0:53:17	ドラム缶に変えてしまうと、解体できるの保管効率も下がると。
0:53:22	いうところで、今後またちょっと変更をすることになると考えて廃棄計画の変更が必要だ。
0:53:29	本来、
0:53:33	名護屋ちょっとわかりにくいんですけども、なお以降書いているところ。
0:53:39	これ説明します。
0:53:41	これまたPARの解体段階。
0:53:44	なったときに、
0:53:46	先ほどの放射性廃棄物保管廃棄。
0:53:49	別に廃棄するというところを厳密に考えたほうがいい。
0:53:52	実際の建屋全体が廃棄物となっている状況、状態で、そのほか廃棄物に保管するっていうその両方の規定を守るっていうところが、実際にはどうなるのかと。

0:54:06	いうところで整理できないということで、放射性廃棄物として扱うものではないと考えているということが今回、
0:54:16	一般コストの点です。
0:54:19	今説明した内容で我々は、
0:54:22	クリアランス推定ですっていうのは、放射性廃棄物個別している理由でございますけれども、実際に放射化廃棄物とした場合、罰則というところでも、今の運用に影響がないのであれば、特に我々こだわってるわけではなくて、
0:54:38	集まる先ほど説明した後の規則のこの厳密な運用を考えたときに懸念が出るんじゃないかというところで、今回こういう形で申請させていただいているということになります。
0:54:52	はい、説明は以上です。
0:54:55	ここで一旦切らせていただきますロジコム、
0:55:03	規制庁のミキヤですけれども、
0:55:09	最初にちょっとまず確認をしたいのは、多分我々の認識とそちらの認識がちょっと
0:55:16	はい、大丈夫ですかね。
0:55:19	聞こえてます。
0:55:21	認識合わせを一番したいのか、1ポツと2ポツの(1)なんですけども、
0:55:28	県今回の御クリアランス推定物なるものは具体的にどういうものを指すかという点で、
0:55:38	ものによってはクリアランス推定もつといえるかもしれませんがけれども、
0:55:43	御入院と放射性廃棄物推定物に近いものもあるんじゃないかなと思っています。
0:55:51	スポーツの
0:55:53	2行目から3行目に書いていただいておりますけども、
0:55:57	今回は放射性物質として扱う必要のないものとして処理するものもクリアランス推定物としている。
0:56:07	書いていただいておりますので、
0:56:09	私のイメージとしては、L3、
0:56:12	ないしはクリアランス
0:56:14	今あるもの。
0:56:18	まだ放射性廃棄物として判断してない。
0:56:21	どういうイメージを持っています。
0:56:25	(1)も同じような書きぶりだと思っていて、
0:56:29	クリアランスとなる可能性が高いもの、
0:56:33	はい、ありますので、
0:56:35	それにおいてL3 大小はクリアランスが今回はこの対象なのかなと思っているんですけど、そこで
0:56:43	関連3 認識と違いがあれば教えていただきたいんですけども、
0:56:49	関西電力などでございます。
0:56:52	認識としては、

0:56:56	うん違ってるわけではないと考えておりますんでは前のコメント付きの資料で御説明か使っても、
0:57:05	基本的にはそうおっしゃる通り、もともとの残存放射能調査の結果でクリアランスけど化しているレベル3と評価しているのがまだ至ってございますけれども、
0:57:19	あくまで、ここで今考えてるクリアランス水系物のほとんどが原子炉補助建屋内の設備
0:57:26	関係等、
0:57:29	放射化汚染のない二次的な汚染による下降線だけと配管等内部
0:57:35	放射性物質が新規のものでございますので、
0:57:39	一部、今、評価上、NⅡと評価しているものでございます。
0:57:44	その辺がクリアの設計しようと考えておりますけれども、
0:57:48	これについても、中に付着しているものですので、簡単にはそこ助成、
0:57:57	いろんな除染方法ありますけれども削ってしまえばですね、配管自身水準クリアになるというところで厳密にAI3レベル以下という動け個別区分しているわけではございません。
0:58:12	全体としては、今ミキヤさんおっしゃった通り、ほとんどがクリアじゃなくて、もともとクリアランスがあり得ると。
0:58:21	線量汚染が高いものがないっていうのは、おっしゃる通りでございます。以上です。
0:58:29	はい。規制庁のミキヤです。
0:58:31	前回のヒアリングにおいても、Nつつうのものが一部含まれるということで、そこで
0:58:39	初めて認識の違いがあるのかなと気づいたところなんですけれども、そこをもっと具体的に明確にさせていただいて、
0:58:49	ANSIになる可能性があるものだから、そういったものについては、NⅡも一部含む。
0:58:56	ていうような条件づけがあればまだ理解はできるような気がするんですけども。
0:59:03	きちんとところはちょっと御説明がないとなかなかちょっと認識これ今のペーパーにおいても一致させるのは難しいのかなと思っておりました。
0:59:14	当関西電力の方。
0:59:16	ございますけれども、今のペーパーのご指摘あった2ポツの(1)も、1行目から2行目で書いてる通り、
0:59:25	具体的にはいる通過書いてませんけれども、条件等を行うことによりまだがお捲りあなる可能性が高いというところで今おっしゃった趣旨は、
0:59:38	令和としての認識としてはその通りと考えております。
0:59:43	ちなみになんですけれどもその1次系の配管、
0:59:48	あと、系統除染をすることによって、
0:59:51	フリーランスになる可能性っていうのを具体的にあるんですか。

0:59:57	関西電力のほうでございますけれども、系統除染というか実際に系統除染雑駁薬品話したんですけど、具体的な物理的な情勢とかも考えておりました、
1:00:09	例えば極端な話汚染だけである案があったとしてもそこを削れば金属ですので、基本的には汚染っていうのはその金属の表面に酸化被膜で追記をさせ、
1:00:21	でございますそう酸化皮膜されとてしまえば汚染がなくなりますので、十分にクリアランスなる可能性で経過を削ってしまえばクリアか、
1:00:32	いうものでございます。
1:00:33	判決が出されとてしまったその金属地震につきましては、当社から出しておりませんので、放射能ということになり、
1:00:48	規制庁のミキヤです。
1:00:51	はい。この規定は、はい。
1:00:54	うんで、
1:00:55	条件つきというのが理解できました。
1:00:59	それで、二つ目がですけれども、どうしましょう。これ。
1:01:05	会議室の方からも、
1:01:07	こうやってきますか。
1:01:12	どうぞお願いしますですか。
1:01:16	はい、わかりました。
1:01:18	今度ちょっと2ポツの括弧2のほうに行きますけれども、
1:01:25	ここで洋上の話、ポリ袋の養生のお話が出てきていますが、
1:01:32	このように、例えばの例で1次系の配管っていうのが出てきた。
1:01:37	ましたけども、これ以外にもコンクリがらとか、あとNⅡ含むところが具体的にどの程度ははっきりしないかというところで、そういうまだそこははっきりしない段階においてポリ袋の養生だけで、
1:01:51	汚染拡大させない措置をいえるのかどうかってこれ変貌全く未定だと思うんですけれども、
1:02:00	おそらく、
1:02:02	関西電力さんのほうでは、こういうものが対象になりうるよねというのを想定した上で、陸路で養生しとけば大丈夫ということではないかなと思うんですけれどもそこら辺もう少し対象物を
1:02:16	限定しないと。
1:02:18	なかなか4章はどういう形でいいかっていう議論にはならないのかと思っていますでしょうか。
1:02:26	関西電力の原でございます。
1:02:29	もう
1:02:31	簡単に言えば、コンクリートであっても小さく送られており僕炉に入れてしまって動きから養生と考えておりますので、具体的にどういうものが出るかっていうのはバツ次を説明でしようと思ったんですが、ちょっと資料7をちょっとさせて、
1:02:47	いただけますでしょうか。
1:02:50	資料も、
1:02:52	はい。だらページ目ちょっといただきたいんですけども、

1:03:01	はい。
1:03:03	前回のコメントも踏まえたもう。
1:03:07	想定が発生量ということで第二段階と第3段階でどれだけ違いがあるかというところを示したもので考えておりますので、具体的にここに書いているものが第二段階であり3段階それぞれどういう系統がどういう配管が出てきて、実際の重量がどんだけか。
1:03:29	いうところで、第二段階に関しましては、
1:03:33	ほとんど金属設備そのものでございまして、そのまま設備を、
1:03:39	物販とかするときに、入口とかの壁が、
1:03:43	整備高度化を一部コンクリート撤去とかしますけれど、コンクリート自身はもう若干量ということでほとんど出てこないと我々考えてございまして、
1:03:54	そういう意味ではこの第二段階の終わりまでは前もご説明しましたけど、物流の成立性というところで評価して、こういうものが出てくるとやっております。
1:04:06	また先に説明いたしますけれども第3段階重量見てもらえば大なんかよりも圧倒的に多いというのは前の御指摘ございまして、下のほうの赤字に書いておりますけれども、
1:04:20	第3段階で臍帯血増加に伴ってですね、クリアランス処理量を当然ふやしていくとか、するんですけれども、
1:04:29	前も説明した通り、真正面状態処分業務決まってないというところで具体的な処理方法というのがまず具体化していないのが現状でございます。
1:04:39	いたがございましてこれら具体化した廃止措置計画については必要に応じて変更していくような形で今考えておりますので、第3段階以降については具体的な処理の流れというのは、
1:04:54	まだできてないっていうのは、
1:04:56	前のご指摘通りでございます。
1:04:59	説明は以上です。
1:05:02	規制庁のミキヤです。この7ページ目なんですけれども、
1:05:09	この中で、クリアランス推定物理入るものっていうのは決めてですか。
1:05:16	そういう電力でございます。第二段階で書いているものはすべて原案で第3段階に書いているところ、例えばNII流体9日土曜日とか1次遮へいとか許さんの所蒸気発生器伝熱管。
1:05:34	学的顔つきとか、
1:05:37	いえ、PWRという原子炉格納容器の中にある設備っていうのは、中性子高いところが結構ございまして、放射化もされておりますので、条線で落ちるものではない。
1:05:50	どうぞ、大井です。そういう意味では
1:05:53	第3段階以降で書いている。
1:05:56	NIIとかクリアランスになることは基本ないかと考えてます。実際はかった広かった場合は当然クリアするんですけれども、現状の評価が合ってるのであれば、こういうものをクリアすることはございませんが、

1:06:12	第二段階いっぱい来る設備というのは放射化ではなくて、すべて疑似的な汚染だけですので、そこに書いてる設備はすべてクランプリテールと考えて我々は考えております。
1:06:27	それは前も御説明しましたG-2 ページ目にも、具体的な解体撤去設備の改修。
1:06:34	これ保管エリア設置予定場所の設備を全部網羅しておりますが、
1:06:40	すべての原子炉補助建屋はほとんどが原子炉補助建屋の一番下の格納容器循環
1:06:45	空調装置がすべて
1:06:48	どうぞ、原子炉補助設備、これはすべて
1:06:52	これ推計と考えております。
1:06:54	以上です。
1:06:58	はい、ありがとうございます。そういう意味では、第3段階は、NⅡすべて
1:07:08	対象外としてるわけじゃなくて、N値の中で、もう放射化しているものっていうそういう限定つきでってことなんですかね。
1:07:18	関西電力の原でございます。正直なところ、将来的にどういう女性のするのかっていうところが、
1:07:27	まだ決まってないというか、将来的にそのLⅡとか予算とかもその上の基準とかも決まったらですね、どういう形で行政等を行うかっていう決めていくんですけれども、
1:07:40	格納容器限定とか今の段階で決めてるものではございませんで将来的に
1:07:47	先ほども言いました技術的な点であれば、どんな拠点施設の除染削ってしまえばすべて汚染落ちますので、
1:07:57	そこについては、その時の
1:08:00	審査に標本状況とか我々
1:08:02	使う土砂法とかにもよってというのが決まってくるということになるか。
1:08:10	以上です。
1:08:12	わかりました。規制庁文献そういうことはもう第3段階以降は今回の申請が1ということで理解してよろしいですか。
1:08:21	関西電力でございます。7ページの下に書いてます通り、廃棄物の物流整備性というところがline段階が御説明したような説明ができないというところで、
1:08:36	層厚が具体化した時点で変更。
1:08:39	認可をするというのは理解していた。
1:08:44	逆にちょっと第二段階の所のLⅡの中には大阪したものが入ってないかどうかってちょっとまだ理解してないんですけれども、このCVCSとかある1RKK
1:08:56	一軒も中では放射化したものはないと。
1:09:00	二次的なものだけと、そういう理解ですか。
1:09:03	関西電力の原でございますが、先頭にこれらの系統で格納容器中もございませぬ。書いてるのは、すべて
1:09:11	原子炉補助建屋が放射化してないのでございます。なるほどだろう検定をつければいいということですね。

1:09:19	はい。
1:09:25	いえ。
1:09:27	そうそう別表コンクリートL3の辺りで出てくるんですけども、この補助建屋側のコンクリート、
1:09:37	違うことを皆さんいるつつもコンクリートとこの話は違いますね。第二段階でコンクリートが発生するのはおそらく
1:09:48	ELのところだけなんですわね。
1:09:51	関西電力ハラでございます。おっしゃる通りでしてコンクリートの部会を早期のすべて大阪でございますので、第二段階でコンクリートっていうのはもう
1:10:03	一部表面がちょっと汚れてるけれどそのものが5台あるかもしれないですけどもレベルとしてはぜひ食物クリアランスレベルと考えております。
1:10:13	以上です。
1:10:14	わかりました。
1:10:17	そういう意味でメッシュボックスパレット
1:10:23	家のポリ袋で要は遮へい容器とはとても呼べないようなものに
1:10:30	よって、養生をするというのは、対象物が、
1:10:35	表に線量としても低いものを想定しているかなというのが一応こちらの7ページ目も併せて読めば確認ができるとそういう理解でよろしいですかね。
1:10:45	あと各電力の中でございます。おっしゃるてるそこはその通りですけども、もともとドラム缶とか密閉容器ということであってもですね基本的に遮へい能力を持たせる容器っていうのは将来的にもなると考えてます。
1:11:04	実際の
1:11:06	管理としては、
1:11:11	日程今設備ついてるところの被ばく管理は今設備についているところ。
1:11:16	の管理、すいません取りかえますと線量高いところでも今もともとついてる設備が高いのであれば、それを壊し程度こういったとしてもそのエリアとアジアの管理をするというところがあまりその容器の中で、遮へいをつけるということは考えておりません。
1:11:34	せよとなったらばさ、まさに取り扱いが非常に思う過ぎて、
1:11:40	ある意味危険危険な面が遅れますので、
1:11:43	そういう意味では、ちょっとここについては、ドラム缶とか別盤を使ったとしても遮へいっていう機能というのは元数予定はございません。はい。以上です。
1:11:57	はい、わかりました。
1:12:01	うん。
1:12:02	コンクリがらなんかが入ってくると、飛散防止みたいなこともこの洋上の中には必要措置として入ってくると思うんですけども、
1:12:12	そこから解体したコンクリそのものをビールかなんかで養生するから、特にこの後になってまうとかそういうことは考えなくてもいいとかそういう御説明は可能だったんですね。

1:12:26	関西電力の秦ですけど、それと最初聞き逃したんですが保管エリアでの話で ございます。はい、他エリア、ビニール養生して保管するときの話ですね、関西 電力ハラでございます。せる通りでしてすべて袋で、
1:12:44	組みますので、粉じんも出ないような形で保管することで考えております。
1:12:53	あとちょっと追加で説明なんですけどさっきの川ポイントの資料 4。
1:13:01	このパワーポイントの
1:13:03	7 ページ目をちょっとご覧いただきたいんですけども、
1:13:09	この第二段階の一番下にも書いている廃棄物強度を
1:13:16	実際のここで、
1:13:18	4号放射能調査の結果を受けた。
1:13:22	今後もしてるんですけど、実際には、
1:13:25	ホットスポット 10 日がですね予備線のところに出てくる可能性もござい ますので、実際には他エリア持つてく前に容器の表面線量を測りましてそれで高いも のには 2mm や運搬の基準と結果的には一緒なんですけども、外に運搬する 基準と、
1:13:43	耳で覚えるようなものであれば、廃棄物処分行くような形で今考えております ので、
1:13:50	そういうところを踏まえても先ほど皆さんおっしゃった通り生協高いものの、
1:13:57	それは推計してお帰りのようなことを考えてます。以上です。
1:14:05	なるほどと規制庁のミキヤです。この日左側の下のほうにある mSv/h 以上 が、
1:14:13	廃棄物貯蔵庫にいつてるこのラインを御説明いただいたと。
1:14:18	口頭ですね。
1:14:20	これは
1:14:22	団としては NR の欄なんですか、それとも全部にかかってくるウランと、そういう 理解ですねこれ。
1:14:30	多分ゴールが全部かかっている。
1:14:34	前回の添付 3 平常時の
1:14:39	評価したときでもビジョンと日々やってございます。それより高いものにつつま しては他でお考え。
1:14:46	本当に 1 人。
1:14:48	そういうことですね。
1:14:50	氷した。
1:14:55	はい。
1:14:57	それから、一方、うち国庫にの②のほうに行きまして、計
1:15:06	保管廃棄施設の話ですけども、審査書を手続きが生じ得るといのは、
1:15:15	これは逆に言うと敦賀とか、
1:15:18	例を見ても、
1:15:21	ちょっと手続きが必要ですよということをおっしゃっておられますか。
1:15:27	関西電力のハラでございます。敦賀 3 とかにつつましては、具体的な個々の 議論をされてないと認識しております。

1:15:40	特に放射性廃棄物等気づけるか位置付けないかっていうところ具体的なところ。
1:15:47	審査の中で議論されてないと認識しております。
1:15:52	ちょっと我々は今回所定廃棄物と整理した場合にその法律の立て付け等厳密に考えた場合広域であるというところでちょっと記載させていただきました。
1:16:07	以上です。
1:16:09	規制庁ミキヤです。ある意味するカード場合は、クリアランス推定物っていう書きぶりが、
1:16:18	廃止措置計画の中で書いてありますけれども、実態の扱いは放射性廃棄物として、
1:16:25	書いてあるかなと思っており、用語だけの話なのかなと思っておりますので、
1:16:31	そういう意味で敦賀はご覧になった上で、家保管管理施設としての扱いというのを懸念されているということですね。
1:16:42	ありました。
1:16:46	逆に言うちょっと会合の中で一度そこはきちんと議論してもいいんじゃないかなと思います。
1:16:54	そう。
1:16:55	それから最後なんですけれども、
1:16:59	さっき敦賀の話が出ましたけど、なお書きで一番3ポツの一番最後に書いていただいています。
1:17:07	先行プラントの話なんですけれども、これは具体的には敦賀とか浜岡の話がされていらっしゃるんですか。
1:17:16	関西電力の原でございます。所通り敦賀浜岡頭ふげん
1:17:22	になります。
1:17:24	定例運用の取り扱いというのを具体的にどういうことを指してるかちょっと教えていただきたいんですけども、掲げるが入ってございます。
1:17:35	今日、運用としてメッシュボックス逃げて既存の建屋の中に保管しているというところで言いますと、浜岡さんとかふげんさんと同じと考えております。辛かつ哲学
1:17:49	そこを使っていると聞いておりますけれども、浜岡とか増え、
1:17:54	同様と考えております。
1:17:58	はい。以上です。
1:17:59	わかりました。
1:18:03	そういう意味でここで、
1:18:06	一種の。
1:18:09	ここに入れるというところを具体的には同様ということでさしてがメッシュの箱だけの話だけってそういう理解ですかね。
1:18:18	一般設備のハラです。メッシュの発行で疾患既存あかない赤の放管エリアと情報をですね、ちょっと今の後者の部分につきましては先ほどのその上の②は保管廃棄施設の話でございますそこも、
1:18:36	同じだと考えております。

1:18:38	はい。以上です。
1:18:41	はい、えっと伸縮わかりました。
1:18:46	ちょっと私はとりあえず以上です。
1:19:03	規制庁のトガサキですけど。
1:19:06	ちょっと今のお話をして聞いていて、ここの資料に向かう書いてあるんですけど、
1:19:17	これクリアランスとも放射性廃棄物と判断した状態であるから、必ずしも放射性廃棄物
1:19:26	の要件を満たさなくてもいいんじゃないかという、そういう趣旨で書いてあると思うんですけど。
1:19:37	いずれにしてもその放射性物質のそういう閉じ込めとかですね、そういう
1:19:45	その飛散防止とかっていう観点で、安全に管理できるかっていうのを考えないといけないと思うんですけど。
1:19:53	そういう意味で、そのどういうその廃棄物が、
1:19:57	廃棄物とか麻酔解体物が想定されてるのかっていうのがまずそれによってその同様な管理の仕方が大事なのかっていうのを考える必要があるんで、
1:20:11	それでどういうものを推定を想定してるのかっていうのをまず説明してもらいたいというのが、この前の審査会合の質問の意図を意図でした。それで、そういった意味では先ほど説明があったように、
1:20:28	25 銭のものを対象にしてて、それで放射化物は対象としてないっていうのがありましたので、
1:20:35	そういうのはもう少し
1:20:38	今回の対象物が何なのかっていうのをもう少し明確にしてもらういただく必要があるというふうに思いました。
1:20:50	それで、先ほどの 20 条線を考慮しているということで、その中には、
1:20:59	L2 のものも入り得るっていう話だったと思うんですけど。
1:21:05	で、そういう逆にだからそういう掘二重線でLになるということはやっぱその汚染の度合いがちょっと高いものなんじゃない、ないかと思うんですけど。
1:21:18	そういうものが、
1:21:20	ちゃんと適切にですね、
1:21:24	飛散防止とかも含めて管理されるかっていうのがちゃんと説明される必要があると思ってます。そういった意味で、
1:21:33	そういうものが、だから、
1:21:37	どういうふうに管理されるのかですね。だ通りブルでよいのか、それともちゃんと
1:21:43	よう聞い
1:21:45	とか配管を密閉した状態で、中身が出てこないようにしたほうがいい、いいのかですね。
1:21:51	それとも、もうもう未収型のボックスに入れればいいのかっていう、そういうものがわからなかったんで、どういうその汚染の状態でどういう飛散の可能性があって、どうどうのような補完の仕方。

1:22:07	考えられてるのかっていうのをわかるように、
1:22:12	してもらいたいと思いました。
1:22:14	それでですねそのときに、
1:22:18	放射性廃棄物であれば、
1:22:23	その実用炉規則の救急十条で維持費基準があると思うんですけど、そこで要求に封入できるものとした容器に封入できないものですね、大型のものとか、
1:22:37	っていうのも早期規定があるのでそれとそれとの関係とかですね、あとSGを観光で保管中の廃棄物のような、その密閉をしながら保管しているようなものですね。
1:22:51	それとの関係とかも
1:22:54	その規定放射性廃棄物の規定を見たときに、
1:22:59	THAIそのそれぞれの関係がどうなってるのかですね。
1:23:04	そういうのも整理したいとしていただきたいというふうに
1:23:08	思ってます。
1:23:10	それで最後に、
1:23:12	その他のところでありますけど、
1:23:17	現状計画して運用に影響がなければ廃棄物に分類することも懸念は持ってないということなんですけど、いずれにしてもちゃんと等ですね放射性物質を含んであります放射化物。
1:23:32	であるかものでありますので、それをちゃんとか、
1:23:38	安全管理ちゃんと保管をされているされるかっていうことを技術的に説明していただいて、それが法令との関係ですね、放射性廃棄物の法律の関係で、
1:23:55	安全上の対応ができてるのかっていうのを説明していただく必要があると思うんですけど。
1:24:02	今までの説明を聞いていただくそこら辺の説明も可能なんじゃないかと思うんですけど。
1:24:08	それはこの種類資料の修正という形で説明していただくことは可能でしょうか。
1:24:18	／改善力のハラでございます。
1:24:24	今おっしゃってることっていうのは、前回も含めて、今日の資料の6本鉄塔67も含めてですね。
1:24:35	はい。
1:24:36	しているつもりはございますけれども、正直ちょっとどこがぱらないのかがわかってないのが事実でございます。安全に管理するっていうところで、
1:24:49	例えば、資料6の一番最後のページ、これも前回説明。
1:24:54	それから、
1:24:56	前回説明した資料で、法令等、実際の放射性固体廃棄物の管理等我々考えているクラス1ということかというところの整備、
1:25:06	さしていただいております。
1:25:08	違うところはもうメッシュボックスのところと運用ではもう名刺ボックスに普通のように、
1:25:18	その違いだけであとは

1:25:21	エリアの管理等、同じような形品の保管量の確認だけは、実際にはふやすというようなことも考えております。
1:25:32	汚染が散らばっ切らないというところで、当然おり部分。
1:25:39	当該破れた形で報告された断層で破れないような形もとり袋の洋上で十分汚染の拡大を防止できると考えておりますので、障害をちょっとイメージでわかるような形にしろという御趣旨なのかあと
1:25:59	ちょっとすみません、どこが足りないのか、ちょっと正直わかってないんだな、どこを追加していいのかいま見えてない。
1:26:07	所ませんよ。
1:26:10	規制庁のトガサキですけど、少なくとも今いただいた資料は我々、資料読んだ上で、今日、いろいろ質問させていただいてるんですけど、今口頭で質問が回答があったので、
1:26:28	その大分そのイメージができてきたんですけど、その情報がないと、その今の資料ですと、その第3段階で想定するようなものも含まれているとも考えられますし、
1:26:45	dでそういうもの考えたときに、保管ですね、保管が適切なのかっていうのも、わかりませんので、少なくとも今口頭で答えていただいたようなことは、ちゃんと資料のほうに、
1:27:01	盛り込んでいただきたいというふうに思うんですけど。
1:27:05	例えば先ほどのだから、第2の7ページの第二段階で想定されているものを対象にしている、レベル2とか、もう一応入るんですけど、その二次
1:27:18	汚染だけを対象にしている、そういうものは、機械的な物理的な情勢で撤去の可能性があるので、水、
1:27:31	クリアの推定物というふうに考えているとかですね。
1:27:35	あとそういう
1:27:38	放射性物質が内部、内部に付着してるようなものについては、
1:27:44	どういうふうに密閉汚染するのかとかですね。
1:27:47	で、もう密閉とかをしないものもあるのかわからないんですけど、もうほんとにクリアランスに近いもの。
1:27:56	についてはどういうふうに管理するの保管するのかですね。
1:28:02	そういうのをちょっと説明してもらわないと
1:28:08	その対象物がどういうもので、それに対する保管管理の安全規制の対策が妥当なのかっていうのをちょっと確認できないので、
1:28:22	そういう情報は入れてもらいたいと思いますけどいかがでしょうか。
1:28:30	関西電力のほうでございます。わかりました。
1:28:35	例えば先ほどのパワーポイントの資料です。
1:28:39	7ページ目の第二段階出るようなものを、具体的には、
1:28:47	引き続きな汚染米だけでは放射化がなくて、助勢者のクリアランスなるような
1:28:55	あと、
1:29:01	で、
1:29:02	これ袋に入れてその保管するっていうところで、

1:29:09	決算やその他エリアっていうのは前から御説明してる通り各々の恐れのある管理区域
1:29:17	いわゆる
1:29:18	我々ピーク生きておりますけども、そこに設置するものでございます。
1:29:28	日常否管理汚染管理等をしておりますし線量的な管理というのもルーチンでやっておりますし、
1:29:36	実際の廃棄物、放射性廃棄物を関係の廃棄物貯蔵をあそこはかなり汚染の恐れのない管理区域でしてその周りに補正は一切まだしたらそのエリアの管理費がおかしいんなっちゃうんですけども、
1:29:53	そもそも、
1:29:56	エリア設置するエリア自身が違いますので、その管理を、その汚染の恐れのない管理区域並みにするっていうところはちょっと我々の管理としても、ちょっと違うんじゃないかなと言いながらはっきり言った通り
1:30:12	袋で養生っていうところは、
1:30:15	一つ担当も出さないというところではないんですが、
1:30:20	通常の作業員とかエリアも管理区域の環境下十分な養生ができると。
1:30:26	考えておりますんで、そういうところを追記書くような形で管理としては十分できる安全上も管理も自分であるみたいなどころはちょっと書かせていただいて、
1:30:40	以上です。
1:30:41	はい。
1:30:42	規制庁の高崎です。それとですね先ほど／8 ページの話だと思うんですけど、答え廃棄物との方の規制の対応についての比較は、
1:30:58	ここでされてるっていうことなんですけど、先ほど言われてましたけど違っていると思ってるのが、まずその容器に収納というのと、あと容器に不封入ですね。
1:31:12	っていうところが若干違ったりあと管理の方法で先ほどその汚染の恐れのあるそのB区域に置くとかですね。
1:31:21	それを総務の恐れがない所木造かって違いがあると思うんですけど。
1:31:26	その炉規則の 90 条オーダーですと必ずしも全部容器に封入だけではなくて、その大型機器の場合の場合は放射線、
1:31:41	障害防止を措置を講じたところに置けというのが書いてあるので。容器だけから担保する規定にはなっていないと思うんですけど、それとの関係とか、あと実際のSG保管庫とかモードドラム缶に別に入れてるわけではないと思う。
1:32:01	そういう容器にとか、機器の機器を密封状態にさせておくような場合とかですね、そういった対応もできると思うんですけど、
1:32:14	この資料を見ると、その放射性廃棄物にすると、そういうその容器とかドラム缶とか、欠乏ですね、これに厳格に何か入れないといけないっていうようになってしまっているのを恐れてるっていうふうに書いてあるんですけど。
1:32:34	炉研究の基本すいません炉規則の 90 条を全体見たときに、容器に入れない、措置とかですね、そういうのが適用できないっていう、

1:32:47	その法的な整理で何かその懸念があるのであればちょっと教えてもらいたいと思うんですけど。
1:32:56	すみません、関西電力の明神ですけれども、今のご指摘公的っていう部分。
1:33:02	というよりですね、その前に
1:33:07	クラス一等物の位置付けはクリアランスをする前言わせしてから最終的に今おっしゃった炉規法適合の仕分けをしていく途中段階というのは合意だと思うんですね。
1:33:20	その中で実際、
1:33:23	温室として、
1:33:24	そのようにですね、極論すればものの解体通常の運転中にやると思うんですけども、解体して、
1:33:34	1.9 億
1:33:36	そういう行為は頂点にあって、
1:33:41	それもちょっと多いですよそのその扱いをちょっと我々としてはどう担保するのか、動き方を見ながら整理した。
1:33:49	8 ページ目もそうだと、その確実な担保を、先ほどから申し上げている通り、管理区域内にきっちり設定するまず運転中と変わらない管理がまず
1:34:01	べしと、その中で、
1:34:04	沢山出てくるといったような位置的なものを買いたい。
1:34:08	撤去物、
1:34:10	については 1 個のところにちょっと書い容器で固めておくってこうだと我々理解してます。
1:34:16	その際には、少し先に行かないですし、拡売だけじゃなくてほかのものがそこに入ってくるということもできるだけ合わすのかということで、
1:34:27	通常の廃棄物の管理に比べても高い頻度でチェックをすると。
1:34:32	そこもメインになってるかなと思うんですね、インダてると。
1:34:37	それも最終的にそこにちょうど碍子をやってしまうんですね、その状態をANSI 詰め替えないみたいな議論だと思ってたんで。
1:34:48	その部分立ち位置が今おっしゃったことを我々のところの逆ではないかと思うんですけど、まずその部分についてどう考えです。
1:34:59	はい。
1:35:01	まずだから、安全上の清掃Goー考えないと思うんですけど、実際にお運転中は設備とか機械、撒きだつたものが、
1:35:16	それぞれを解体して、それで補完をするという形になると思うんですけど、それをちゃんと安全に保管できるようにする必要があると思うんですけど、それがだからまあ放射性廃棄物なのかどうかっていうのは、
1:35:33	廃棄し、しようとするものっていうの定義があるので、それで決まると思うんですけど、ものとしてはそういうその解体物について性状とか、
1:35:48	に応じて適切な対応をとらないといけないと思ってるんですけど、それが
1:35:56	例えば放射性廃棄物の場合であれば、その濃度規則のほうの 9 条のほうに他のあるやり方というの書いてありますので、

1:36:07	だからそう言ったときに、是必ずしも容器に全部不封入しろというふうには書いてないと思うんですね。
1:36:15	それを
1:36:18	安全上の数値でどのような
1:36:23	対策をとられるのかっていうのをまず確認したいと思ってまして、それぞれが容器に完全に入れるものであればそれでいいんですけど、容器に入れられないものはどういうものがあって、それは管理区域全体で管理するのかとかですね。
1:36:40	そういう実態をまず確認したいというのがあります。
1:36:53	はいすいません。それでは最後の部分を非常に聞いたかった部分でして、だから、入れないというか、入れるのが合理的な部分もちょっと入ってるんだと思うんですけど本来そこは、
1:37:05	そもそも際にですね、今おっしゃった
1:37:08	いわゆる消防法という、火線拡大の防止っていうのどういうものを拡大というか、今回の解体廃棄物というのは、そういう想定があるんですがあるとは思いますが、
1:37:19	それを言ったら、
1:37:22	管理できてますよということをちゃんと示してくれておっしゃってると思ったんですけどそういう理解でいいですよ。
1:37:29	規制庁のトガサキ、ちゃんと管理できるそういう考えなのかっていうのを確認したいんですけど。
1:37:58	かいぎん、考えるハラでございますけれども、
1:38:03	もう
1:38:05	どうもちょっと増
1:38:07	安全に管理っていうのがあまりに話が
1:38:12	実際にはこの猫かそれはちょっと考えてるかちょっとご指摘に対してしっくりきてないところがですね、
1:38:21	ミキヤに置いている。
1:38:24	我々も国産水系物の管理という意味で、
1:38:28	今のいわゆる汚染拡大防止とかですね規約管理っていう管理も。
1:38:35	重要平地ってもうそもそも解体作業とか比べると数段落ちるものでございますように行けるものに対する管理でございます。
1:38:45	もうそういう意味では先ほど言ったのを具体的に書いてないっていう趣旨だとはわかるんですが、
1:38:54	実際の
1:38:56	放射性先の
1:38:59	また、廃棄物調合こう令和のようなところじゃなくて、普通の管理区域、汚染の恐れが管理区域のエリアの管理的なところでございますんで。
1:39:10	先ほどちょっとご指摘いただいているところも安全上安全上っていうところがですね具体的にはこの被ばく管理っていうのはこのエリア管理っていうの法案件に基づいて、ほかのエリアも含めてやっておりますし、

1:39:23	ものの意味我々降伏が増えてるじゃ 2 ミリ以下だのものだけを置くことにしますけれども、
1:39:31	4.92 に関してはそれより高いというのは山ほどございますし。
1:39:36	あと汚染拡大も通り袋による増というところで、その拡大防止っていうのはB区域の管理足しとしては十分だと。
1:39:46	はいけるっていうところがございます。
1:39:50	1 年、
1:39:51	その後もこういう汚染がある機器を解体するときのほうがよっぽど典型的な対応なりが必要でございましてそこについて御説明隣接してる等でグリーンハウスっていうか汚染拡大防止、(イ)に対してですね局所排気装置をつけていく。
1:40:11	何か御をつけてと作業員のそういう管理はしっかりやっていますけれども、この
1:40:16	他エリアの補正額で方式が今我々これまで説明したようなことを書くぐらいしか、今ちょっとないところでございます。これ以上、
1:40:27	例えばこの 96 の 9 条もう大型機械とかちゃってますけれども、
1:40:35	こことここやその困難な場合というのは明らかに蒸気発生器我々ちょっと交換させていただきますとか、
1:40:43	原子炉容器上蓋とかのところの経緯でございまして、
1:40:48	我々のほうの著しく高温側っていうところよりも先ほど説明した通り、
1:40:54	安全上こうとめ中国のほうが合理的に入る途中
1:41:00	進めることができるというところでやっておりますので、この形状の著しく困難なっていうのが適用できるっていうのはちょっと認識はなかったんですが、
1:41:11	ちょっとそこで、
1:41:13	今お放射性廃棄物の上部に当てはめ用とするとそごが出るっていうところはやっぱり
1:41:20	認識しているところではございます。
1:41:23	すいませんそれとにですけど、
1:41:27	他社が良い悪い時期、
1:41:30	同じような運用をしてる方からすれば、
1:41:33	それとも
1:41:35	申し上げたように来さっきのサトウ基礎上端と示しますので、そういう不安とかについての基本的にはその分類してたとしても、本当に一部、すごい狭い範囲を持っていけば入れてるんですけど
1:41:50	協議は水際線で作業をやったときに切削をすると。
1:41:56	どういったいっばいに保管してはそれを答弁の中で、ただボトムっていう状況がないものを
1:42:05	そういったものに入れるということは思う。
1:42:08	通常のように記載するというので、さほど 1 しかほうの 7 ページ目資料なんでもパラメタには原料としてしかも低いものもそこに
1:42:22	限っていられます。

1:42:24	みんながそういうものをクリアランスするときにはこういう露頭のD2層なのという ことで、
1:42:32	そういつ地震がどっか、やっぱり判断できないし、逆にそういうふうになんか追加 します。
1:42:39	なんてをして管理をしていきますということを書くこと全然やぶさかでは、
1:42:44	そういうイメージだと受け取ったんですけど。
1:42:48	規制庁のトガサキですけど。
1:42:51	そういう
1:42:55	関連が考えていることがちょっと今、我々
1:43:01	そうだと、どこまでの範囲のことを言われているのかがその明確でないので、 例えば極論すると、まだ25銭とかがまだある状態のものを、それを壊しです ね。
1:43:18	そのまま置いとくってというような元ものも読めてしまうので、そういうものではない っていうことをちゃんと説明していただく必要があると思っております、
1:43:31	その時に今のその規則の規則の60条で余ら読めるのであれば別に問題ない と思うんですけどそう読めないのであればそのどういうところが問題があるの かっていうのを、
1:43:47	説明してもらいたいというふうに思ってます。
1:43:58	関西電力の原でございます。
1:44:01	ちょっと繰り返しになる、なりますけれども、あの炉規則の六条当社が90錠が こう開けて上記3世帯当然と一言言うと、先ほどからおっしゃってる容器に 封印し保管廃棄施設に保管廃棄すること。
1:44:18	先ほどそういった容器に入れるのが著しく困難な大型機器等というところは余 りに血清確定9条の12号のA炉ということに封入し他秋津に保管廃棄するこ と、これを
1:44:35	厳密にこの条文をやろうと思っちょっと運用上、我々としては軽減しているとい うところが破棄ほどのペーパーの通りでございます。
1:44:49	ご指摘いただいているナカノ安全上の話とかについてはもうちょっと追記するよう にいたしますが、
1:45:00	炉規則の条文でか懸念してるのは以上でございます。
1:45:06	規制庁のトガサキです。
1:45:08	そうすると、だからその容器に封入ということは中身密閉性が必要だと思っ たんですけど、その密閉性をどういうふうに担保されるのかとかです。
1:45:19	あと、大型機器等が適用されないのは、
1:45:25	ちょっとこちらでも考えないといけないんですけど、何か散々事例とかがあるん ででしょうか。
1:45:37	関西電力の配布具体ますけれども
1:45:41	大型機器を適用しないというか今
1:45:44	蒸気発生器保管庫とか廃棄物貯蔵庫に入っているものすべてドラム缶か、い わゆる角形の鉄箱に入れておりますので、あと、あと蒸気発生器とか浦邊、原 子炉容器上蓋みたいな大型機器、

1:46:00	容器に入っていないことまたは大型機器期間ございません。
1:46:05	普通の養鶏配慮のものを
1:46:10	容器に入れないというところは逆に頑張ってます。ここは 12 号のハを適用する中で大型以外にはない。
1:46:21	規制庁のトガサキですとかありました。
1:46:25	そうしますのがそういう
1:46:28	容器に封入というところの
1:46:32	どう同等の措置という説明が必要になってくると思うんですけど、要は
1:46:41	先ほどその放射性廃棄物推定物等も予備軍じゃないかっていう話をしたと思うんですけど、これ最終的に放射性廃棄物として扱われる場合はちゃんと
1:46:57	法令上の措置を講じて安全上の措置を取ってもらわないといけないと思うんですけど、それがものとしては、その放射性廃棄物になったとしてもなっていないと指摘しても同じものなので、
1:47:13	それは同じように安全上の措置をとってもらいたい必要があると思うんですけど、それはだから、容器に封入と同等なのかっていう説明が
1:47:24	同等の対策が必要取られるのかっていう説明が必要になるんじゃないかというふうに思ってます。
1:47:31	関西電力の原でございますけれども、
1:47:36	安全上の管理というところでちゃんとえっとするということは認識しておりますが、
1:47:45	放射性廃棄物と同じやり方でやるっていうところが、我々としては違うんじゃないかというところが先ほどから説明しているところでございまして、
1:47:59	検討先読みをした通り、
1:48:02	例えば、解体して当然
1:48:05	すぐ容器に入れるの容器がうまく当然その負担はできないですし、
1:48:11	委員上階っていうのも当然、
1:48:14	経営考えればあると思うんですが、期間があるちょっと長いというところで、
1:48:19	当然その置いている間の安全を管理するんで、その放射性廃棄物
1:48:25	500 と拾っているところがどうも
1:48:28	我々として、
1:48:30	はい。はい措置を進めるにあたって、
1:48:33	そこが本当に
1:48:35	その安全上どうなんかというところは先ほどのペーパーで説明。
1:48:39	ことになるんで、容器に封印容器に封入というところと言われてしまいます。我々の運用が御苦労が
1:48:49	その容器に封入というところで、
1:48:52	という、
1:48:54	その汚染が防止するというようなボーリングを説明できるんですけど、容器に封入はやっぱり
1:49:01	こういう説明をするのが、
1:49:04	わかることですね、その約束に容器の規定も、5 倍あったと思うんですけど

1:49:13	放射性廃棄物としてっていうところに、
1:49:16	いわゆるところが我々としては一番綺麗だということ、
1:49:22	ちょっとSOPといった我々先ほど申し上げたように、ちょっと前提に、
1:49:27	言ってなかったんですけど、やっぱりその労基署炉規法でやってやっている密封して本日付で出してくるっていうのは、言ったそのプラントの
1:49:38	にくいから出る話が基本的には念頭にあつてあるんですよね。
1:49:43	そういったではいうとかの汚染の恐れのない管理区域に持っていかれるときには当然これ絶対やっぱ
1:49:51	思ってます。その通りです。
1:49:54	これ、まだ管理区域内
1:49:56	しかも、プラントがまだ空調も動かして運転中の運用を
1:50:02	採捕するまで継続する中に区画をつくってるっていうことがちょっと突っ張ると今のお話の中につけてるようにも、
1:50:12	先ほど申し上げたとおり、どっからが、
1:50:16	切り替わりをそんな定義できるんだらうってなってきたらと。
1:50:21	例えばないように聞こえますので、ちょっとそこ、その部分があまりこう、
1:50:29	そのボール面の話とですね、実態のみが、
1:50:32	その人に聞こえる。
1:50:35	一方、
1:50:36	そのどう考えるんですかねとしては先ほどおっしゃった例えば書こうと思っています安全管理というあげた消防法が面倒だと。
1:50:46	はい。
1:50:47	そういったものに対して、こういう措置ができてと思う。
1:50:51	それもまたこの対象でございます。小野測器の廃棄物の係るルールが厳密適用になるでしていると。本当なのかっていうのは、
1:51:03	ちょっと
1:51:04	以降のというのが実態です。
1:51:07	これまで我々他のことも念頭に置いてチェックし、
1:51:13	できてますので、
1:51:15	インドの風を進めてまた蓋開けて、それを出して帰っフランスとしてって今までやったことないの。
1:51:24	ちょっと、
1:51:26	少々驚き
1:51:28	はい、以上。
1:51:30	規制庁のトガサキです。私別に容器に見て密封をしないといけないっていうことを言ってるわけではなくて、その容器に密封の目的っていうのは
1:51:46	その管理区域にあったとしてもそのドラム缶のあれですよね。汚染拡大防止とかですねどう漏えいしがたい構造とかそういうのもあると思いますので、
1:51:59	そういう趣旨に照らして適切なその放射線ナカノ費の放射性物質の漏えいとかですね、その汚染の拡大防止とかっていう観点から、彼らもちゃんと仕立てた対応がとられてるのかっていうのを、

1:52:17	確認したいという趣旨だったんですけど。
1:52:22	人さんのほうがわかりと丁寧にそういう、ちょっとこう厳しい目の御説明いただくのはわかってるんですけども、今おっしゃったその厳密な部分というのは本当の最終形態といったクリアランスをやった後の形態目指しけど。
1:52:38	そこに至るまでにどういつなぎをやってるかっていうのは、板倉にどっか行ったりしませんし、
1:52:46	ものすごい数字はこういうものでも管理十分安全に管理された状態になってるというのを示すということはこのやりとりの中で一致すると理解したんです。そこは大丈夫ですよ。
1:52:58	だ炉規法にバチって効率がこういうふう準用できるよみたいな言い方はちょっとしんどいと思ってるんです。あんまり登録表 6 号機言い方に本当にその繋ぎの部分までなっちゃうんかったらと繋がとっから適用化みたいな会議のない議論始めちゃうことになるのではいけない。
1:53:18	旧規制庁のトガサキです。だ順番としてはまず時実態そのどういう解体物を考えられていて、その安全上のというのはだったらその閉じ込め性とか汚染の拡大防止とか、
1:53:33	どういう対策をとられているのかっていうのをまず実態としてどういうことをやらせられたのかお考え、をお伺いしたいということですので、そのときに、
1:53:45	この資料にあるんですけど、労基法上その密封容器に密閉っていうのがあるので、それに
1:53:55	厳格にやらなければいけないんじゃないかという話だとその他のところで、現状の運用に影響がなければ、その懸念は持ってないという話があったので、放射性廃棄物としてそういう扱った場合に、そのどういう問題があるかっていうのをちょっと確認したかったので、
1:54:14	先ほどの容器の密封ってところを厳格に考えると、問題があるってことはそれで理解しましたので、まずは実態を確認したいということですよ。
1:54:35	もう
1:54:37	今、
1:54:38	かなり、同じように繰り返されてるんで、要は、皆さんのところから始まって、それは様引き受けていただいて気づいていただいたそのままの
1:54:49	拝承ですよ。大ナカノ対象がこうで、その中に身にN2 から全部配布する中で、それに対してどういうふう仕分けをしてって、一時的なものを解体してから最終的な
1:55:05	じゃあそれやって最終最後廃棄物等仕分けるまでの間に、そういうに関して、管理していくかというのをきっちりしてますのはあるでしょう。
1:55:15	で、その際に、ちょっと炉規法通りやってますって言い方は多分僕らもしないと思ってるんですけども、総務について、
1:55:24	どういう管理を配慮しているからこそ、そこにつなげますというのは、
1:55:30	今ちょっと必ずしも書けてない部分があるのとちょっと散らかってる部分があるのでシナリオとして見るように整えてのは承りました。そこも、

1:55:40	そこはご審議としてコメントとしてあったことあってということでよろしかったでしょう。
1:55:47	今、
1:55:51	規制庁のトガサキです。その後講師で対応していただければと思います。
1:56:02	ですから、なんですけどね。
1:56:04	盲人です。今日渡したペーパーに今のお話いただき、必ずしもこの2ポツのここにいるのは事実上のほうで、
1:56:18	あれなんですよ。
1:56:19	これも説明はどういった
1:56:25	審査マターにななってると思ってこれも示すということでよろしかったんですよ。ちょっとこれ、どういう位置付けになります。
1:56:33	先ほどの話だと前半部分はどちらかといったら本当に純技術的にこう流して、
1:56:41	その機器もそれのできるんでそれをもしなかったときにはこうなるっていうストーリーなんか、これも何らかの形で今回お出しするという理解でよろしい。
1:56:53	規制庁のトガサキです
1:56:56	ちょっと確認ですけど、死なしなかったときってどうどういうことです。
1:57:02	すいません。要は廃棄物として明確に
1:57:08	定義をして、その上で、ここに炉規法の9条及び、ここにちょっとほかにも封入ってどういうことやって四つぐらい条件だと思うんですけど、そういったものも全部満足しているということを説明蓄積されないとならないみたいなことに
1:57:27	なった場合になっちゃうということなんですけども。
1:57:32	そういう取りが生じるということです。
1:57:35	ねっていうのはちょっと気になったんです。
1:57:51	規制庁の等々が先ですけど。
1:57:55	ですからそのどういうそのまま沼津の実態を説明してもらうんですけど、そのときに、多分御懸念のところは言っていた方がいいと思うんですけど、ですから、ここ多分関連が言いたいのは、
1:58:16	密封するには何かする大型の容器とか、そういうものに入れたりとかももっと来
1:58:24	細かくしたりとかです。ねいろんな詐欺作業が入ってしまって、それは今そういう計画ではなくて、そういう対策をとらなくても、ここに書かれているようなメッシュ型の
1:58:40	パレットとか、ポリプロでの対応でも安全上の措置を取られるので。それでもう妥当だと思うっていう数字そういう説明なんじゃないかと思うんですけどだから必ずしも密封容器の密封、
1:58:58	低位ドラム缶とか、てって樁によるものは出なくても安全上の対策を取られるっていうのが趣旨なんじゃないかと思うんですけど。
1:59:10	それを説明されるということなんじゃないでしょうか。
1:59:16	過去のところでございます承知しました。
1:59:20	問題なければ我々としての実態としての管理を具体的に書くというところでした。

1:59:30	ちょっともう1件は業務の保管廃棄施設に保管最も
1:59:36	ちょっとまだ確認というか、わかってないのが今ご指摘ずっとされているのは公表予定廃棄物にすべきやという、それが前提にやっぱり合同あるんでしょうか。
1:59:50	そこだけちょっと計画。
1:59:52	規制庁のトガサキ、ちょっとそこはですねちょっとまだ実態をまず聞きたいと思ってましてだから、もう先ほども言ったんですけど、
2:00:06	廃棄物推定物というふうにも読めると思うんですけど、その限りなくもはや放射性廃棄物に近い地殻テーマそのままの形でそういう保管とかずっと続けるようなものであれば、それは放射性廃棄物に。
2:00:22	なった方が妥当なんではないかと思うんですけど、そうではなくても、このクリアほとんどもクリアクリアランスのもので、そういうその途中踏襲のもので安全上の管理も。
2:00:38	ちゃんと同等に取られるっていうものであれば、その位置付けをどうするかっていうのは、あれ考えるっていうのはあると思ってまして、そこまで必ずしも放射性廃棄物にしないといけないとかですね。
2:00:54	これはクリアランスでいいんだとかっていうのはまだ全然、議論してないところです。
2:01:01	関西電力の原でございます。
2:01:06	私は理解しました。
2:01:09	ただ、一見放射性廃棄物について、おっしゃる通りなんですけれども、Point前にましたが、
2:01:17	これでいいですけどもはい土地プラントでほとんど廃棄物推定特に今の議論から外していると放射化ブック線量も高、中に原子炉容器なんてものもあと壊すしかなくてですね。
2:01:32	今の状態でも、もう放射性廃棄物以外の確立ということで、
2:01:38	そうなったときに、それをさせて廃棄物と今の段階でも定義づけてしまうとですね。
2:01:45	先ほどから説明している容器に封入費とかですね。
2:01:49	もう保管廃棄施設に保管することというところが成り立たなくなるっていうのはここは常識的には多分、
2:01:56	理解いただくとおもうんですけども、
2:02:00	これに、
2:02:02	外して横に置いておく。集める
2:02:06	のが今回の我々のクリアランス推計でございますので、
2:02:10	この将来放射性廃棄物になる可能性が高かった乖離建物であったとしてもですね。
2:02:17	廃止措置で考えた場合には、そういうものが十分ありという先ほどの原子炉容器の例ではないというそういうところの観点での
2:02:31	指摘というか、そういう形でしていただければと要望させていただきます。
2:02:36	以上です。

2:02:38	横からいいですか。すいません規制庁のミキヤなんですけども。
2:02:43	ちょっと今の議論ずっと伺ったのはまさにその話がどうなのかなとずっと考えながら伺っていて、
2:02:52	要は、私たちの議論のイメージは、
2:02:56	限りなく
2:02:58	4 推定物となるものはL3 クリアランスないしはNⅡ 入ったとしても、それについては、ある程度管理をすとか、来ですね、条件を付したような形でですね、放射線業務従事者への被ばくの対策は 10 分できていて、
2:03:18	管理区域内の通常の管理ないということであれば、
2:03:22	そういう条件つきも含めて物を限定する意味で、
2:03:28	放射性廃棄物として扱わない管理ってありかなって思っていたんですけども、
2:03:34	そのこのそういう議論ではなくて、今後の 5 第 3 段階、第 4 段階踏まえて、
2:03:42	普通、
2:03:44	ないしはL版も含めて、
2:03:47	この納入管理をするっていうことを視野に今議論をされているということなんですわね。
2:03:58	関西電力の原でございますけれども、ちょっと具体的にまで視野に入れて、その管理どうするかっていうではなくてですね、私自身は
2:04:09	農協としては将来的な当第バンバン同じ
2:04:15	／として同じよる放射性廃棄物として解体撤去物を剥い改定さ時点で位置付けてしまうというところは同じ考えではないかと。
2:04:26	いうところで、
2:04:27	その将来的な話をさせていただきましたけれども、もとの、
2:04:32	今、いわゆる
2:04:37	それだけ将来的にもそれ工数とか、そういう意味ではなくて、現状とその将来でその位置付けとしては一緒じゃないでしょうかという趣旨でございます。以上です。
2:04:50	規制庁のミキヤです。値
2:04:53	位置付け必要だから結局将来除染するにあたってもっといい除染法で規定コストも安くできるかもしれないから。
2:05:02	一時、
2:05:04	放射化したやつ
2:05:07	フリーランスリバー可能性を踏まえれば、そんなのも全部対象に入れて議論するんだ。
2:05:12	理解したんですけども。
2:05:16	今までカバーできるはずですけどもすいません。当初は稟議書っていうのは思ってちょっと整理しますと、ここがクリアランス随契物ってまあそこはちょっと忘れていただきまして、
2:05:27	管理区域内の設備を解体したものをですね、もともとの管理区域の中のあるエリアに置くと。

2:05:37	将来的にクリアするかえと廃棄物するまではどこに置いておくというところの行為については、これから廃止措置続けるにあたってずっと続くと思うんで、今回はこの廃棄物とある特定のエリアに集めてしまいますので、そこを保管エリアと
2:05:56	銘打ってですね、具体的な管理を、その解体撤去物についてどうするかというところで今回説明させていただいてるんですけども、
2:06:08	この趣旨で言えばその解体した将来的に解体したものを線量高いものを解体しても、その場に置いておくというところの位置付け、それを集めるかどうかわからないんですけども。
2:06:23	その安全上の管理をちゃんとするっていうのはご指摘の通りなんですけれども、それを放射性廃棄物の条文に照らし合わせて、安全管理が必要というところでいくと、いろんなそこが生じるんじゃないでしょうかと。
2:06:39	趣旨でございます。
2:06:41	以上です。
2:06:46	規制庁ミキヤですけども、
2:06:49	そうするとやっぱり廃棄物化という株価の議論になっちゃうんですね。
2:06:57	私も判断をしないっていう中途半端な立ち位置だけの話なんですよね。
2:07:03	その逆に言うというか物になりうるんですかねそんなものが将来の女性の方が進化すれば流下物になるんですかね。
2:07:12	関係で、なるべくや登用性の高いものは当然床部となり得ないものが十分ございます。
2:07:19	何も放射性廃棄物になる部分ですけども、
2:07:23	それを
2:07:25	さっき宮城といいますのはどの時点でそれを放射性配布するかっていうところは、
2:07:33	融通というか、幅が出ているしかるべきだと運営を考えておましてその段階がここ限りあの段階で、
2:07:43	はい。まさにですからその幅ができるものっていうのはもうL3とかクリアランスに限った議論なのかな、ないしはちょっとしたN値、
2:07:55	イメージをずっと見ているんですよね。金原です。本日説明してる資料7 家庭世代岩砕はおっしゃる通り、
2:08:06	のでは議論としては、第3段階第4段階を見据えた議論って話がどこまでそれを想定する、して議論すべきなのかな一ついやちょっと我々、私の頭の中での議論、
2:08:19	かなり変わってきて、ちょっとLS大判断会第4段階の話が入ってくると。
2:08:25	当繰り返すのは出てくる繰り返しになりますけれども、今の時点でそういうものしかないから、これ継手部放射性廃棄物基金。
2:08:36	位置付けを適用するというふうに決めてしまうとですね。
2:08:42	これを第懇談会があったらそれを外しますということできないと思っておりますジャパンパイルに対してしまったのも保持の放射性廃棄物と位置づけるしまえば、

2:08:54	決めて容器に封入運営費保管廃棄施設に入ってくると。
2:08:59	能力不足の条文を
2:09:01	厳密には持っていけないのかな。
2:09:04	後期に引けるところでは、
2:09:07	とりあえずわかりました。
2:09:09	はい。
2:09:14	以上です。
2:09:27	規制庁のトガサキですけど、今ちょっと全体の話とか、今回の
2:09:34	申請の対象の話とか、もうちょっとそこもちょっとば漠然としてるのかなと思ったんですけど、
2:09:44	まず7ページの左に書いてある、残存放射能とかで所調査とかで全体の放射性廃棄物はどういう、どれぐらいどういうものが出てくるのかっていうのを強調されて、
2:09:59	それで、L1L2L3でクリアランス制度が出て絶対L3とクリアランスの境界というのも書かれていると思うんですけど、それが全体の調査とか全体の計画では、これぐらい
2:10:15	いる湾の入った廃棄物放射性廃棄物が出てきますとかっていう説明がまず前提全停になってると思うんですけど、それで実際に各段階でいろんなその解体工事をやったときに、そのどういう廃棄物が出てきて、
2:10:31	窓、それはなクリアランスになるのか、要するに廃棄物になるのかっていうのはまだわかんない状態のものも出てくるとかですね、それは全体の話をしているのかそれとも今の
2:10:47	ここ、7pcm第二段階で書かれてる範疇で話されているのかっていうのがまずわからなかったんで、今までの話ですと、まず今回、相当保管エリアで保管するものっていうのは、
2:11:03	二段階のところに書かれているものっていうことなので、
2:11:07	まずそこに焦点を当てて説明してもらえればいいと思うんですけど、それはいかがですかその全体のおそれが放射性廃棄物等して定義されるかどうかとか、そういう説明っていうのは、
2:11:27	最終的には必要になると思うんですけど、今回の申請の範囲でそこまで考える必要があるかっていうのがあると思うんですけどそれはいかがでしょうか。
2:11:36	関西電力の原でございませう走時書きました。我々としても、とりあえず具体的な運用止まってる先ほど7ページ目の下階二段階ここについての説明で先ほど御指摘あったとの安全度の管理というところの説明をさせていただいて、
2:11:54	今この資料からいきますのは第3段階以降については詳細決まったら、配布していただく反映するというような形で進めさせていただければと思います。
2:12:07	以上です。規制庁のトガサキです。了解しました。
2:12:42	今回のハラでございませうけど、そしたらちょっと今の話の続きになりますので、
2:12:50	別途肥料北方7について簡単に変更点等を説明させていただきます。
2:12:57	はい。お願いいたします。はい。お願いいたします。

2:13:01	簡単にオクデでございます。そうですね。表 6 を見ていただきまして 1 ページをご覧ください。こちらの P かったところはですね、定期の施策から三条文ですね、なおところですね、こちらのクリアランス杭底部の定義について、
2:13:18	病院という前回のコメントを反映しております。これはですね、触れられてきてるって、条線で汚染レベルをクリアランスレベルなどの国民栄養の絵の容器の表面線量当量率が 2mSv/h 以下となるものだよな。
2:13:36	続いて 2 ページ目ってください。
2:13:40	こちらで店舗でありますって、まず 2 ポツの他への設置予定場所についての第 1 表でございます。
2:13:52	5 ページの代表ところにね。
2:13:56	としまして、L 型設備としてちょっとサンプル的になんですけども、設備値を言ってきましたっていうとして対応しております。
2:14:07	はい、こちらは以上でございます。
2:14:10	2 ページに戻っていただきまして、変更点※2 で 3 ポップほかはいぶってる定率についてですけども、こちら 2 ページの 4 行目。
2:14:22	それから 4 行目の第二段階以降に発生する解体撤去物の発生時期パッケージについて第 3 バッテリーかかっております奥田宣言等、
2:14:33	先ほど説明でございましたけれども、ページをございまして、先ほどの説明がありました各部会の重量について記載をしております。
2:14:48	続いてですね、次の段落のなお第 3 段階以降は、そのところを JP 顔っておりますって、現場にヒアリングのコメントの対応でございます。
2:15:00	第 3 回以降につきましては、先ほどふやしました通り、非常に応じて検討内容に応じまして、余裕をもって配備結果にそう検討内容を反映するというふうに考えております。
2:15:15	うん。
2:15:18	はい、今回電力幅でございます。本日の修正点は以上でございますが、先ほどのコメントをご指摘踏まえてですね、ここの資料でものについて
2:15:32	当社がないとかですね、あと安全管理上どうするかというともうちょっと拡充して散水機次回つい思いますについては以上でございます。
2:15:45	1.6 でございますが、資料 7 のほうに入らせていただきまして、こちらのパワーポイント資料で、先ほどの剥ぎ取っておくと同じですね、記録の内容を本当に起こして新株こちらをやっていただきたいんです。
2:16:01	きちんと
2:16:02	はい、ちょっと内容はできない。もうここは量と、今、全く同じ内容となっております、また共同型にでき上がっていただきます安全管理がこっちといった内容についても、パワーポイント資料に反映をさせていただき、出てくるのかっていただきます。
2:16:21	説明は以上となります。
2:16:27	はい、規制庁フジカワですと、基本的にコメントは先ほどのやりとりで出たかなと思うので、次の説明のほうに移っていただければと思います。
2:16:41	できます。

2:16:48	電力のカマホリでございます。続きまして資料 8 のほうで説明させていただきたいと思います。
2:16:56	残存放射能調査についてところで、
2:17:03	コメントいただきました内容につきまして御説明いたします。
2:17:08	使用前燃料ピットの評価モデルの考え方についてことで、
2:17:13	こちらにつきましては 7 ページになります。
2:17:17	所済み燃料ピットの評価モデルの選挙道内設定し、センゲンが一つ。
2:17:23	面接に枠組み下部にでて計算してるかちょっとご質問いたしまして、答えたいと思っております。
2:17:33	7 ページの上のほうで一番上のほうから申し上げました使用済み燃料ピットにおける中性子束分布は、以下に示すといった燃焼度及びメーキャップ機関が
2:17:45	チケットなる 7 条件となる使用済み燃料を線源としまして、壁近傍のラックに入ってきた次元電源景観を出るというものを使用して結構です。
2:18:04	これにつきましては、
2:18:06	まず、
2:18:07	この実現平板運転上盤モデルというところも、
2:18:13	続きまして、9 ページに進めています。でいきますと、水撃方向の風と壁方向の軸のところでございます、この塾に垂直な人間の平板を
2:18:29	考えたモデルとなっております。
2:18:33	こちらの使用済み燃料、
2:18:40	いましては、冷却期間が保守的
2:18:44	或いは燃焼度が保守的かなってという条件
2:18:48	そして、
2:18:50	次に述べております。
2:18:52	燃焼度については 4 サイクル照射 4 万時間操作におけます、名称につきましては、美浜、2 号機の場合は、日本の場合は 5 万メガワットでポンプ美浜 1 号につきましても 2000 メガワットレポートとして、
2:19:08	ただ、冷却期間につきましては、
2:19:13	露点し時から第二段階の監視ので。それ 10 年以上経過しておりますけれども、こういった期間の減衰を考慮せずに、美浜 2 号の場合は 1 年当たりのね、燃料取替で 36 体、
2:19:28	毎年調査いたしまして、
2:19:33	燃料集合体の貯蔵の 555 対応。
2:19:37	3.6 ぐらい保守的となるという 6 年かかっていることで、冷却年数が 0 年から 15 年。
2:19:47	平均となる頂部線量の修正させると。
2:19:52	ございます。
2:20:02	以上で説明。
2:20:07	引き続きまして資料 9 について説明をさせていただきます。こちらは添付 5、資料店舗のガンホーさんの調査につきまして、11 月 11 日の審査会合で説明をさせていただく資料になります。このパワーポイント

2:20:23	4 ページまでを用いまして、単価ホウ酸を調査のもう 1 ページ目が調査会社の範囲につきまして、それから調査方法を説明しております。そのあと 2 ページに放射化汚染の評価、3 ページ目に二次的な汚染の評価。
2:20:40	Tibor ですね、それを踏まえまして、残存放射能調査の結果として汚染分とそれから放射性固体廃棄物の推定発生量、これについて、この資料に従って説明をさせていただくという予定にさせていただきます。
2:20:55	説明のほうは以上になります。
2:20:58	そういった説明ここで一度切らせていただきます。
2:21:14	規制庁の藤川です。
2:21:16	質疑のほうに移らせていただきます質問等ありましたらお願いいたします。
2:22:44	はい。規制庁フジカワですと国交に関して特に追加のコメント等は、
2:22:52	ありませんので、
2:22:55	引き続き説明のほう、お願いいたします。
2:23:05	関西電力オクデでございます。ではですね、資料 16 説明をさせていただきます。
2:23:11	こちらですね、前前回の前回の
2:23:17	ヒアリングで受けたコメントの反映となっております。
2:23:21	こちら気が付いたのかについてですね決定いただきまして、1 ページ目をアップにください。
2:23:27	こちらをピックアップしたところを中心に説明をさせていただきます。
2:23:34	変更したところに行きましては、まず 3POP ですね第二段階以降の希ガス等が決まって、
2:23:41	はい。
2:23:43	第 2 個目の段落のですね。
2:23:46	いっぱいあります。サンプリングにおいて 2 月がすべて検出限界濃度未満であることから、第二段階以降の東のほう終了するという内容っていうかっております。こちらですね、ヒアリングでサンプリングにおいて気がつかないということ
2:24:04	切らさピンク限界濃度未満であるということを確認したもので来ガスの放出量という内容を追加して欲しいとコメントを受けまして欠席をしております。
2:24:18	同じ 3 ポツの第 3 段落目にですね。また今日半減期核種であるよう区域に急については、という内容が大きく変わっております。
2:24:28	こちらですね、本部の重要なコメント等ではないんですけども、添付書類 3 のほうですね、広く開票の核種として、要素 12 期を引っ張っているのに、評価をすると、会計の矛盾しているのではないかというコメントを受けまして、
2:24:45	この記載を追加しております内容につきましては、よくよく一気に 9 につきましては、岩盤崩壊の評価評価の中に含んでおりますが、あります。格納容器内の解体撤去に伴って発生する。
2:25:02	THAI の廃棄物に含まれる核種として周辺公衆線量を添付 3 で確認をしております。

2:25:09	あれですけれども、要するに振休による周辺公衆の線量は10のマイナス6乗mSv/hや化でありまして、他の線量と比べますと、ほかの核種線量と比べますと、できる程度であると考えます。
2:25:24	できる程度でありまして、放出量をするというふうに考えております。
2:25:30	続きで続いて2ページ目をご覧ください。
2:25:34	こちら第1表のほうをちょっと記載を変更しております、第1表のCAMP限界の未満というところ、こちらでっかいのヒアリングですね、NDではなくてですね、検出限界濃度未満。はい。
2:25:50	確保というコメントいただきましたのでそちらを反映しております。
2:25:54	やっぱりね、その人無給100の方に検出限界濃度の具体的な数値を期待しております。
2:26:01	こちらコメントでいただいた内容の
2:26:04	反映しております。
2:26:07	資料準備に関しましては変更点は以上となります。説明は以上です。
2:26:14	規制庁フジカワです。はい、ありがとうございます資料10についてコメントを追加でコメント等ありましたらお願いします。
2:26:27	はい、投資的キーを踏まえて記載いただいたということで了解しました。続きまして、続きが続きの説明をお願いいたします。
2:26:46	はい、関西電力の石田でございます。続きまして、核燃料物質の貯蔵状況について番号8-3はい1の資料について御説明させていただきます。
2:26:57	ちょっと1枚めくっていただきまして、その中にヒアリングでのコメントとしまして、貯蔵容量を示してくださいというのがございましたので、第1表の中に貯蔵容量という形で記載を追記させていただいてます。
2:27:12	2番目、もう1枚めくっていただきまして1号炉の燃料貯蔵条件をいたしまして、これは燃料棒の位置がわかるものということで、1号機の使用済み燃料ピットの配置を進めさせていただいてます。
2:27:27	平成
2:27:28	ボディ色の部分が新燃料32体でその他使用済み燃料が231体、
2:27:35	ございます。資料になっております。
2:27:38	次のページ、別紙2でございますけど、5号炉の場合は新燃料貯蔵この方法もありますので、
2:27:45	今の土木のほうが新燃料40体入っているという状況でございます。
2:27:50	あと、照明燃料貯蔵設備は510体入るというふうになってます。
2:27:56	1点ちょっと訂正のお願いなんですけれども、
2:27:59	本当ラックのM-
2:28:02	21というところを1点あり過ぎてまして、その最後の週提出版では修正させていただきたいと思っております。鮭ございません。よろしく願いいたします。
2:28:14	私のほうからは以上です。
2:28:22	はい、説明ありがとうございます。こちらについてコメント等ありましたらお願いいたします。
2:28:34	はい、こちらについても追加でコメントありません。

2:28:39	了解しましたと。
2:28:41	ことで本日の説明内容は以上かと思いますが、関西電力さんから何か追加がありましたらお願いいたします。
2:29:01	関西電力オクデでございますが、こちらからは特にございません。
2:29:07	はい。そしたら本日の比所組織少々お待ちください。
2:29:12	規制庁ツカベすみませんちょっと1点細かいところで、資料6-
2:29:17	1ページ目の1。
2:29:18	今回追加いただいたということの
2:29:22	ところのクレーン推定物の御説明のところなんです、ミリシーベルト以下になるものをいうと書かれているんですが、この2ミリシーベルト以上のもの。
2:29:34	廃棄物としまして説明あったかと思うんですが、
2:29:38	ミリシーベルト以下のものを
2:29:41	これら推定物としますと言うと、その二重線ではなくて、放射化物も、
2:29:47	これで推定物になってしまうよりも読めるので。
2:29:51	正しくない気がしますが、いかがでしょうか。
2:29:56	の関西電力の原でございます。先ほどの統合し、括りの中でコメント対象物がその日営業店で除染とか、付け加える中で、ここについてもちょっと修正をさせていただきます。
2:30:12	ここは実際にはそういったことを将来的に除染を行うことにより汚染レベルがクリアランスレベルであるもの組ということで、去年放射化は困らないというのは、技術的には読めるかなと思いますけど、もうちょっと先ほどの御指摘の通り、
2:30:28	具体的にどういうものかというのは、地域させていただきます。そこで誤解ないような形にしたいと思います。
2:30:35	はい。はい、よろしくお願いします。
2:30:45	はい、ありがとう。
2:30:46	では以上でヒアリングのほうを終了したいと思います。ありがとうございました。
2:30:53	じゃあ、
2:30:55	イシダ
2:30:56	ありがとうございます。